

第116回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催
場所

ANAクラウンプラザホテル宇部
国際会議場 宇部市相生町8番1号

郵送またはインターネットによる議決権行使期限
2022年6月28日（火曜日）午後5時

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）
6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である者および社外取締役
を除く）に対する譲渡制限付株式の交付のため
の報酬決定の件

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場はお控えくださいますよう、お願いいたします。当日はご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットでライブ配信いたします。
- お土産の配布はございませんので、予めご了承願います。
- 会場内は密集を避けた座席配置のため、350名のみ（先着順）のご入場とさせていただきます。
- マスクの着用をお願いいたします。

創業の精神

「共存同栄」 「有限の鉱業から無限の工業へ」

UBE 経営理念

技術の探求と革新の心で、
未来につながる価値を創出し、
社会の発展に貢献します

パーパス（存在意義）

創業以来の歴史の中で培ってきたモノづくりの
技術を活かし、社会に必要とされている価値を、
社会が求める安全で環境負荷の少ない方法で
創り出し、人々に提供していくこと。
これにより、人類共通の課題となった地球環境
問題の解決に、また人々の生命・健康、そして
未来へとつながる豊かな社会に貢献すること。

第116回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	9
・ 剰余金の処分の件	
・ 定款一部変更の件	
・ 取締役（監査等委員である者を除く） 6名選任の件	
・ 監査等委員である取締役2名選任の件	
・ 取締役（監査等委員である者および社外 取締役を除く）に対する譲渡制限付株式 の交付のための報酬決定の件	

(添付書類)	
事業報告	30
連結計算書類	57
計算書類	59
監査報告書	61

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第116回定時株主総会を2022年6月29日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、当期（2021年4月1日～2022年3月31日）の当社グループの現況に関する事項などにつき、ご報告いたしますので、ご高覧願います。

2022年4月、当社は社名を「UBE株式会社」に変更いたしました。また、機械事業部門の「宇部興産機械株式会社」の社名を「UBEマシナリー株式会社」に変更し、セメント関連事業を三菱マテリアル株式会社との統合会社である「UBE三菱セメント株式会社」へ移管いたしました。化学事業を中心とする当社本体はスペシャリティケミカルへのシフトを進めながら、各事業会社が自律的かつ機動的な運営を推進し、グローバルに持続的成長を目指すグループ経営を推進してまいります。

また当社は、2022年度からスタートする3カ年の新中期経営計画「UBE Vision 2030 Transformation ～1st Stage～」を策定しました。この3カ年は、スペシャリティ化と地球環境問題への取り組みを一体化した事業構造改革を着実に進めながら、収益基盤の強化を図るとともに、将来の更なる成長に向けた積極的な資源投入を実施する期間と位置づけております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年6月
代表取締役社長 泉原 雅人



(証券コード：4208)
2022年 6 月 7 日

株主各位

宇部市大字小串1978番地の96
UBE株式会社
代表取締役社長 泉原 雅人

第116回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、きたる6月29日（水曜日）午前10時より山口県宇部市相生町8番1号ANAクラウンプラザホテル宇部 国際会議場において当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

昨年に引き続き今回も、株主様の感染防止のため、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**5～6ページの「議決権行使についてのご案内」**をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席される株主様はマスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において感染予防の措置を講じさせていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

郵送またはインターネットによる議決権行使の場合

郵送による
議決権行使

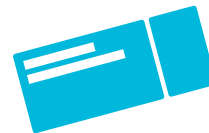


インターネットによる
議決権行使



株主総会にご出席の場合

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**なお、受付は午前9時から開始いたします。**



- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ube.co.jp>) に掲載させていただきます。

記

1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2 場 所 山口県宇部市相生町8番1号 ANAクラウンプラザホテル宇部 国際会議場

3 目的事項 報告事項 1. 第116期（自2021年4月1日至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（自2021年4月1日至2022年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定の件

インターネット開示に関する事項

次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.ube.co.jp>）に記載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 新株予約権等に関する事項、並びに業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類の他、当社ウェブサイトに掲載している上記①②③の書類です。

会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類の他、当社ウェブサイトに掲載している上記②③の書類です。

<http://www.ube.co.jp>

株主総会決議ご通知についてのご案内

資源節約のため、決議ご通知の送付は取りやめさせていただいております。

株主総会終了後、当社ウェブサイトに決議内容を掲載いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送またはインターネットによる議決権行使の場合

郵送



- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、ご投函ください。
- こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

第1、2、5号議案

- ▶ 賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合 : 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- ▶ 全員賛成の場合 : 「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対する場合 : 「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に : 「賛」の欄に○印をし、
反対する場合 反対する候補者の番号を
ご記入ください。

行使期限 **2022年6月28日 (火曜日) 午後5時00分 到着分まで**

インターネット



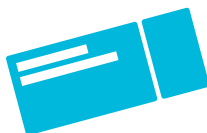
- 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年6月28日 (火曜日)
午後5時00分 入力分まで**



詳細は次頁をご覧ください。 →

株主総会にご出席の場合



- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、当社定款の定めにより、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 会場は座席数の関係上、ご入場をお断りする場合がございますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 **2022年6月29日 (水曜日) 午前10時 (受付開始: 9時)**

機関投資家の皆様へ

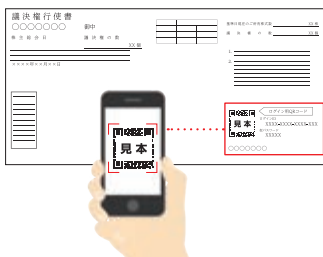
管理信託銀行などの名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

! 重複して議決権を行使された場合のお取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金など）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

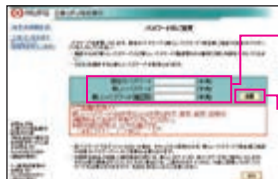
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

システムなどに関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**（受付時間午前9:00～午後9:00、通話料無料）



インターネットによるライブ配信のご案内

株主総会当日にご自宅などからでも株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

スマートフォンまたはパソコンなどから、以下の方法によりご覧ください。

1 配信日時

2022年6月29日（水曜日） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃よりアクセスいただけます。

2 株主様専用サイトへアクセス

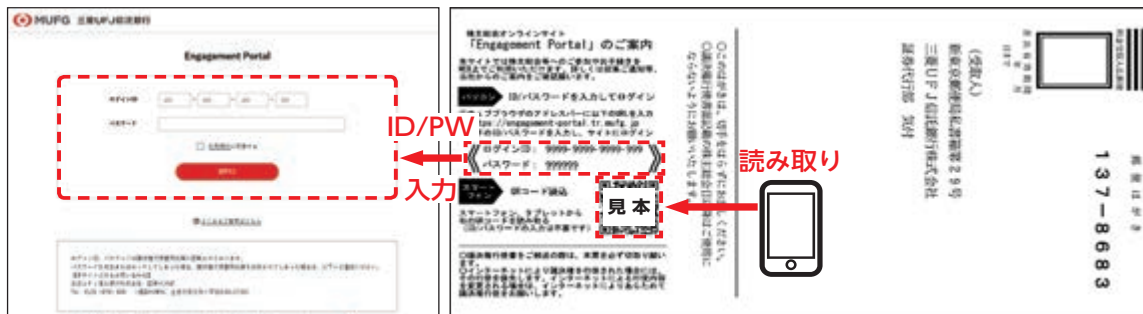
URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



- ・上記URL（株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」）へアクセスしてください。
- ・株主様認証画面（ログイン画面）で、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載の「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- ・なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォンなどで読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

<<株主様認証画面（ログイン画面）>>

<<同封の議決権行使書裏面（イメージ）>>



※議決権行使WEBサイトでパスワード変更した後も、議決権行使書裏面に記載のパスワードをご利用ください。

※議決権行使書を返送される前に「ログインID」と「パスワード」をお手元にお控えください。

3 ライブ配信のご視聴方法

- ・ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「ご利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- ・当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「ご利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。当日ライブ視聴ページが表示されます。
- ・Internet Explorerはご利用いただけません。

4 ご留意事項

- ・SNSへの公開など、2次利用は固くお断りさせていただきます。
- ・インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。
- ・議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状などで代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願いいたします。
- ・インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人などによるご参加はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・ご使用の端末（機種、性能など）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金などは、各株主様のご負担となります。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・同封の議決権行使書を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。
ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合など、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

本サイトに関する
お問い合わせ先



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-676-808**（通話料無料）

- ・土日祝等を除く平日午前9時～午後5時
- ・株主総会当日は午前9時～本株主総会終了時まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおり実施いたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

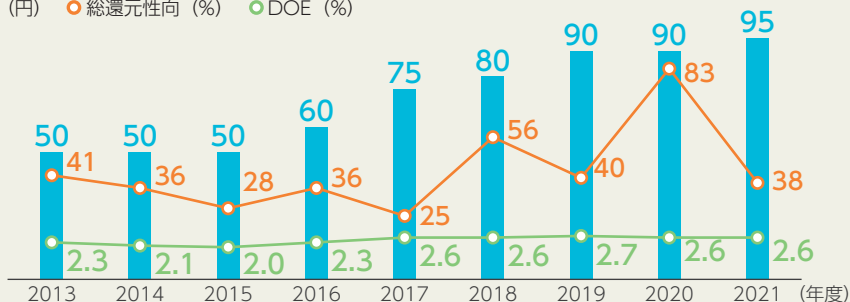
当社普通株式1株につき50円 配当総額は4,840,368,200円

* 当期年間配当金は、中間配当金（45円）と合わせて1株につき95円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日

ご参考 当社の株主還元

■ 1株当たり配当金（円） ○ 総還元性向（%） ● DOE（%）



(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。2016年度以前の1株当たり配当金は、株式併合後の基準で換算したものです。

DOE（株主資本配当率）と連結総還元性向（自己株式取得を含む）を重視いたします。

自己資本およびキャッシュフローの状況に応じ成長投資も積極的にを行い、将来の株主還元をさらに充実させます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第16条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ②株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は所定の期日経過後に削除するものといたします。

(2) 取締役の責任一部免除

取締役として有用な人材を確保し、各取締役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるような環境を整えるため、取締役の責任の一部免除に関する規定を新設するとともに、現在、社外取締役のみを対象としている賠償責任を限定する契約（責任限定契約）の締結対象範囲を、業務執行をしない取締役に拡大するものであります。

本議案につきましては、各監査等委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部 〃 が変更部分)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第4章 取締役、取締役会、監査等委員会及び執行役員 (社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第4章 取締役、取締役会、監査等委員会及び執行役員 (取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項に定める責任を、法令の限度において免除することができる。 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="390 232 521 258"><新 設></p>	<p data-bbox="1010 198 1100 223">附 則</p> <p data-bbox="783 232 1165 258"><u>(株主総会資料の電子提供制度の導入)</u></p> <p data-bbox="772 266 1347 480"><u>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="858 488 1342 576"><u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="858 583 1342 671"><u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）6名は定款第20条の規定により、本総会終結のときをもって全員任期満了となりますので、6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当	再任 新任	取締役会への出席状況	取締役在任期間 (本総会終結時)
1	山本 謙	取締役会長	再任	14/14 100%	9年
2	泉原 雅人	代表取締役社長 社長執行役員 CEO	再任	14/14 100%	4年
3	玉田 英生	専務執行役員 CRO、CCO リスク管理部・人事部・総務部・法務部担当	新任	—	—
4	藤井 正幸	取締役 常務執行役員 CFO グループ管理部・経営企画部・経理・財務部担当	再任	14/14 100%	3年
5	東 哲郎	社外取締役	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	12/14 85%	3年
6	福水 健文		新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	—	—

(注) 1.責任限定契約の内容

当社は東哲郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき取締役として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。東哲郎氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、山本謙氏の再任および福水健文氏の選任が承認された場合には、各氏との間で、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。なお、山本謙氏との契約は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとしたします。

2.補償契約の内容

当社は取締役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする契約を締結しております。当社は当該契約によって役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約において、主に補償額の上限定や補償委員会による補償要否の認定等を定めております。山本謙氏、泉原雅人氏、藤井正幸氏および東哲郎氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続し、玉田英生氏および福水健文氏の選任が承認された場合には、各氏との間で、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

3.会社役員賠償責任保険の内容

当社は保険会社との間で役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の役員（取締役、監査役）、執行役員、管理職従業員(*1)、社外派遣役員(*2)、退任役員およびそれらの相続人であり、補償対象とされる保険事故は、会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟などです。当社は当該契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約において、主に保険期間中における保険金の総支払限度額、私的な利益收受または故意の法令違反、犯罪行為等に起因する損害等については、補償されない旨を定めております。なお、当該契約の保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。玉田英生氏および福水健文氏の選任が承認された場合には、各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、保険期間満了時には、同内容の契約を締結する予定であります。

(*1)管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者をいいます。

(*2)社外派遣役員：当社および子会社での役職を問わず、当社および子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する役員賠償が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

◆監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下同じ。）の選任について、監査等委員である社外取締役が陪席する指名委員会での審議内容等を確認した結果、取締役候補者およびその選任プロセスは適切であり、特段の指摘事項はありません。

候補者番号

1

やまもと ゆずる
山本 謙

1953年3月8日生



再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 当社 入社
2001年 6月 宇部興産機械株式会社 執行役員
2003年 6月 宇部興産機械株式会社 代表取締役社長
2003年 6月 当社 執行役員
2007年 4月 当社 常務執行役員
2010年 4月 当社 専務執行役員
2013年 6月 当社 代表取締役 専務執行役員
2015年 4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 グループCEO
2019年 4月 当社 代表取締役会長
2019年 6月 当社 取締役会長 現在に至る
2020年 6月 株式会社山口銀行 社外取締役
2021年 6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 社外取締役 現在に至る

所有する当社株式の数 21,500株 | 取締役在任期間 9年 | 取締役会への出席状況 14/14回 (100%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

山本謙氏が社外取締役を務める株式会社山口フィナンシャルグループのグループ会社である株式会社山口銀行は、当社の借入先金融機関のひとつですが、当社借入高の13%未満であり、同社は当社との特別の関係はありません。

山本謙氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

山本謙氏は、入社以来機械部門において豊富な業務経験を有し、2003年より宇部興産機械株式会社の代表取締役社長に就任し、事業の黒字化を定着させるなど経営者として十分な実績、経験を有しております。

2015年から当社代表取締役社長として経営全般に携わり、2019年4月からは当社代表取締役会長として、同年6月からは取締役会長として当社グループの経営の舵取り、およびコーポレート・ガバナンス強化を推進してまいりました。

これらの実績を考慮し、引き続きその職務経験や知見により当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督、コーポレート・ガバナンス強化に十分な役割を果たすことができると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号

2

いずみ はら まさと
泉原 雅人

1961年1月8日生



再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社 入社
 2010年 4月 当社 執行役員
 2011年 6月 当社 取締役 執行役員
 2013年 4月 当社 取締役 常務執行役員
 2018年 4月 当社 専務執行役員
 2018年 6月 当社 取締役 専務執行役員
 2019年 4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 CEO 現在に至る

所有する当社株式の数 18,200株 | 取締役在任期間 4年 | 取締役会への出席状況 14/14回 (100%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

重要な兼職はありません。泉原雅人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

泉原雅人氏は、化学部門、経営管理部門ほか幅広い業務経験を有するとともに、グループCFO、経営管理室長、化学カンパニープレジデントなどの要職を務め、2019年4月より代表取締役社長として経営の舵取りを担ってまいりました。

これらの実績を考慮し、2030年の目指す姿とその達成に向けた長期ビジョン「UBE Vision 2030 Transformation」および2024年度までの中期経営計画「UBE Vision 2030 Transformation～1st Stage～」を推進するために、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号

3

たま だ ひで お
玉田 英生

1958年2月7日生



新 任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社 入社
2015年 4月 当社 執行役員
2018年 4月 当社 常務執行役員
2021年 4月 当社 専務執行役員 現在に至る

所有する当社株式の数 11,600株

取締役在任期間 —

取締役会への出席状況 —

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

重要な兼職はありません。玉田英生氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

玉田英生氏は、人事・総務部門を中心に当社で幅広い業務の経験を持ち、また、宇部興産中央病院にて経営管理業務を担ってまいりました。

総務・人事室長やグループCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）、CRO（チーフリスクマネジメントオフィサー）として当社コンプライアンス体制の構築やリスク管理などを積極的に推進してまいりました。

これらの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断しましたので、取締役会は同氏を取締役候補者に決めました。

候補者番号

4

ふじ い まさ ゆき
藤井 正幸

1963年3月9日生



再任

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社 入社
- 2015年 4月 当社 執行役員
- 2019年 4月 当社 常務執行役員 現在に至る
- 2019年 6月 当社 取締役 現在に至る

所有する当社株式の数	8,700株	取締役在任期間	3年	取締役会への出席状況	14/14回 (100%)
------------	--------	---------	----	------------	---------------

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

重要な兼職はありません。藤井正幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

[取締役候補者とした理由]

藤井正幸氏は、化学部門、経営管理部門ほか幅広い業務経験を有するとともに、CFO、経営管理室長として当社の財務戦略を担ってまいりました。

これらの豊富な経験と実績を活かし、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

候補者番号

5

ひがし てつ ろう
東 哲郎

1949年8月28日生



再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月 東京エレクトロン株式会社 入社
1990年12月 同社 取締役
1994年 4月 同社 常務取締役
1996年 6月 同社 代表取締役社長
2003年 6月 同社 代表取締役会長
2012年 6月 当社 社外取締役 (2014年6月 退任)
2013年 4月 東京エレクトロン株式会社 代表取締役会長 兼 社長
2015年 6月 同社 代表取締役社長
2016年 6月 同社 取締役相談役 (2019年6月 退任)
2018年 5月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 現在に至る
2019年 6月 野村不動産ホールディングス株式会社 社外取締役 現在に至る
2019年 6月 当社 社外取締役 現在に至る

所有する当社株式の数 1,200株 | 取締役在任期間 3年 | 取締役会への出席状況 12/14回 (85%)

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

兼職先	役職	取引内容
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	社外取締役	取引はありません
野村不動産ホールディングス株式会社	社外取締役	取引はありません

当社と両社は特別の関係はなく、東哲郎氏は両社の社外取締役であり、業務執行を行っていないことから、両社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

当社は、東哲郎氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。

[社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割]

東哲郎氏は、東京エレクトロン株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する豊富な知見を有しております。

上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行し、当社の経営体制をさらに強化していくことが期待されるため、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。

候補者番号

6

ふくみず たけふみ

福水 健文

1952年2月25日生



新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月 通商産業省（現 経済産業省） 入省
 2004年 6月 近畿経済産業局 局長
 2006年 7月 地域経済産業審議官
 2007年 7月 中小企業庁 長官（2008年7月 退任）
 2008年 7月 NEDO 副理事長（2011年7月 退任）
 2013年 4月 日本アルコール産業株式会社 副社長（2016年6月 退任）
 2017年 2月 一般財団法人 建材試験センター 理事長
 2021年 9月 一般財団法人 建材試験センター 顧問 現在に至る

所有する当社株式の数 —

取締役在任期間 —

取締役会への出席状況 —

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

重要な兼職はありません。福水健文氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

当社は、本総会において福水健文氏が取締役としての選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出る予定です。

[社外取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割]

福水健文氏は、通商産業省（現 経済産業省）において化学品安全や窯業建材関連を担当し、地域経済産業審議官や中小企業長官の要職を歴任してまいりました。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の副理事長として広く国内産業の研究・技術開発の発展に携わり、産業政策や産業技術などの分野での広範な知識と経験を有するとともに、事業会社の副社長も務め、企業経営の経験も有しています。

上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行し、当社の経営体制をさらに強化していくことが期待されるため、取締役会は同氏を社外取締役候補者に決めました。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 福原紀彦氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。当社の監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員し、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者山本爲三郎氏は、監査等委員である取締役 福原紀彦氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第20条の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期を満了する時までとなります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	監査等委員である取締役在任期間(本総会終結時)
1	やまもと ためさぶろう 山本 爲三郎	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	—	—	—
			—	—	—
			—	—	—
2	すずき さとこ 鈴木 智子	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	—	—	—
			—	—	—
			—	—	—

(注) 1.責任限定契約の内容

当社は社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき取締役として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。山本爲三郎氏および鈴木智子氏の選任が承認された場合には、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

2.補償契約の内容

当社は取締役との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする契約を締結しております。当社は、当該契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約において主に、補償額の上限設定、補償委員会による補償要否の認定等を定めております。山本爲三郎氏および鈴木智子氏の選任が承認された場合には、当該契約と同様の内容の契約を締結する予定であります。

3.会社役員賠償責任保険の内容

当社は、保険会社との間で、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の役員（取締役、監査役）、執行役員、管理職従業員(*1)、社外派遣役員(*2)、退任役員およびそれらの相続人であり、補償対象とされる保険事故は、会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟などです。当社は、当該契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約において主に、保険期間中における保険金の総支払限度額、私的な利益收受または故意の法令違反、犯罪行為等に起因する損害等については、補償されない旨を定めております。なお、当該契約の保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。山本爲三郎氏および鈴木智子氏の選任が承認された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に新たに含まれることとなります。また、当社は、保険期間満了時には、同内容の契約を締結する予定であります。

(*1)管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者をいいます。

(*2)社外派遣役員：当社および子会社での役職を問わず、当社および子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する役員賠償が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

候補者番号

1

やまもとためさぶろう

山本 爲三郎

1958年3月19日生



新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年 4月 慶應義塾大学法学部教授 現在に至る
- 2006年 1月 公認会計士試験試験委員 (2010年2月 退任)
- 2006年11月 新司法試験考査委員 (2007年10月 退任)
- 2010年 6月 信託法学会理事 現在に至る
- 2015年10月 日本私法学会理事 (2019年10月 退任)

所有する当社株式の数	—	監査等委員在任期間	—
取締役会への出席状況	—	監査等委員会への出席状況	—

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

兼職先	役職	取引内容
慶應義塾大学	教授	取引はありません

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

当社と慶應義塾大学との特別の関係はございません。

当社は、本総会において山本爲三郎氏が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出る予定です。

[社外監査等委員である取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割]

山本爲三郎氏は、長年にわたり法律学者（専門：商法、会社法）として、慶應義塾大学の法学部および同大学院の教授として活躍し、社外役員として必要な専門知識や見識を十分に有しています。

同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性や適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待されるため、取締役会では同氏を監査等委員である取締役候補者に決めました。

候補者番号

2

すず き さと こ
鈴木 智子

1973年11月22日生



新任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
 2003年 9月 公認会計士 登録
 2005年 8月 鈴木智子公認会計士事務所開設 代表 現在に至る
 2006年 3月 税理士 登録
 2010年 9月 特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ 監事 現在に至る
 2012年 9月 特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク 理事
 2015年 7月 いちごホテルリート投資法人 監督役員 現在に至る
 2019年 6月 ブルドックソース株式会社 社外取締役 現在に至る

所有する当社株式の数	—	監査等委員在任期間	—
取締役会への出席状況	—	監査等委員会への出席状況	—

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係、および独立性について]

兼職先	役職	取引内容
鈴木智子公認会計士事務所	代表	取引はありません
いちごホテルリート投資法人	監督役員	取引はありません
ブルドックソース株式会社	社外取締役	取引はありません

[重要な兼職先と当社との特別の利害関係]

当社と上記の兼職先は特別の関係はなく、鈴木智子公認会計士事務所と、いちごホテルリート投資法人とは取引がなく、また同氏はブルドックソース株式会社の社外取締役であり、業務執行を行っていないことから、同社の社外取締役を務めていることが同氏の独立性を損なうものではないと判断しました。

当社は、本総会において鈴木智子氏が監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出る予定です。

[社外監査等委員である取締役候補者とした理由および社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割]

鈴木智子氏は、監査法人で会計監査や内部管理体制整備支援業務に従事し、現在は公認会計士事務所の代表を務めるとともに公認会計士資格と税理士資格を有しています。

また同氏は、特定非営利活動法人での業務や会計の監査、投資法人での職務執行の監督経験などを通じて、企業経営および会計に関する幅広い見識を有しております。

同氏は、社外取締役にすること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性や適正性の確保と透明性の向上を図るとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待されるため、取締役会には同氏を監査等委員である社外取締役候補者に定めました。

(ご参考) 取締役会の構成 【2022年6月29日以降の予定】

当社は経営理念「技術の探求と革新の心で、未来につながる価値を創出し、社会の発展に貢献します」のもと、2030年の目指す姿とその達成に向けた事業構造改革等の経営施策を長期ビジョン「UBE Vision 2030 Transformation」として描き、2024年度までの具体的アクションプランとなる中期経営計画「UBE Vision 2030 Transformation～1st Stage～」を策定しました。

当社の取締役会は、この中長期の経営計画の実現に向け、事業戦略の大きな方向を示し、その執行を監督していくことが重要であると考えています。

取締役会として高い実効性を発揮するため、多様性のある各分野において、豊富な知識や経験と高い能力を持つ人材によって構成され、取締役会全体として必要なスキルが備わっていると評価しています。

	氏名	経営全般・サステナビリティ	財務・会計	製造・技術・研究開発	営業・マーケティング	コンプライアンス・リスクマネジメント	人材マネジメント	国際性
取締役 (監査等委員である者を除く)	山本 謙	○		○		○		
	泉原 雅人	○	○		○			
	玉田 英生	○				○	○	
	藤井 正幸	○	○					○
	東 哲郎	○			○			○
	福水 健文	○		○		○		
監査等委員である取締役	山元 篤	○				○	○	
	庄田 隆	○		○				○
	山本爲三郎	○				○	○	
	鈴木 智子	○	○			○		

※取締役に期待する分野を3つまで記載しております。

第5号議案

取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く） に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の額は、2019年6月27日開催の当社第113回定時株主総会において、年額7億2千万円以内（うち社外取締役（監査等委員である者を除く）分は年額8千5百万円以内）とし、また、2021年6月29日開催の当社第115回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を上記取締役の報酬等の額とは別枠で年額1億3千万円以内とする旨ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の中長期的な目標達成および株主価値向上のインセンティブを高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對して、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することとしたいと存じます。

つきましては、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止し、これに代わるものとして、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭債権の総額を、年額7千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である者を除く）は6名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である者を除く）は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年41,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契

約」という。)を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の交付の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案の承認可決を条件として、以後、上記株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めに基づく新株予約権の発行は行わないものといたします。また、対象取締役に交付済である株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案の承認可決を条件として、対象取締役において権利放棄することといたします。

このため、本年度に限り、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄した新株予約権の目的である株式数（91,700株）と同数の譲渡制限付株式を交付するための報酬を上記の年額7千万円以内とは別枠で、年額3億6千9百万円以内で支給することとし、新たに発行又は処分する普通株式の総数は、上記41,000株とは別枠で年91,700株以内といたします。これは過年度において対象取締役に対して既に付与されたものであり、新たな報酬を付加するものではありません。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間

の満了前に任期満了、死亡その他の正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した対象取締役が有する本割当株式および上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下、単に「取締役」という）の報酬は、企業価値および株主価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、株主総会決議による取締役の報酬限度額内で、各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。

取締役のうち社内取締役（以下、単に「社内取締役」という）の報酬については、業績との連動性を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な目標達成を報酬に反映する。また現金報酬のほか株式報酬を設け、中長期的な企業価値および株主価値向上を意識づける報酬構成とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬として役位別定額報酬、業績連動報酬として年次インセンティブおよび長期インセンティブにより構成し、年次インセンティブは全社業績連動報酬および年次個人業績目標達成評価報酬、長期インセンティブは中長期個人業績目標達成評価報酬および譲渡制限付株式報酬により構成する。

また取締役のうち社外取締役（以下、単に「社外取締役」という）の報酬については、基本報酬のみ固定額を支払うこととする。

2. 基本報酬の報酬額の決定に関する方針

社内取締役の基本報酬については、役位に応じて年額を決定する。

社外取締役の基本報酬については、固定額を年額として決定する。

3. 業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬を除く）の内容および額の算定方法の決定に関する方針

社内取締役の業績連動報酬のうち、全社業績連動報酬については、当社グループ全体の事業年度ごとの業績向上の意識を高めるため、持分法適用会社の業績を反映できる連結経常利益を指標とし、前事業年度における連結経常利益に役位別係数を乗じて算定し決定される。

また年次および中長期個人業績目標達成評価報酬については、役位別に予め定められた評価テーブルに基づき、事業年度初めに各役員が設定した年次および中長期目標に対する達成度合いに応じて報酬額が決定される。

4. 非金銭報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

社内取締役に対する非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、社内取締役の中長期的な目標達成および株主価値向上のインセンティブを高めることを目的に、譲渡制限付株式を役位に応じて割当交付する。また、当社が定める中期経営計画の対象期間である3年間の翌期に限り、対象期間中の経営指標（連結経常利益、連結フリーキャッシュフロー、連結ROE）の達成度に応じて80%～130%まで交付株式数を調整する。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、および非金銭報酬の額の社内取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の種類別の報酬の構成割合については、基本報酬の水準と安定性を基本としつつ、中長期的な企業価値の向上を重視し、基本報酬と業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬を含む）とのバランスを考慮し適切に設定する。また、社長、会長については他の取締役と比べて、基本報酬比率を低く、業績連動報酬の比率を高く設定する。

具体的には、基本報酬、年次インセンティブ、長期インセンティブ（譲渡制限付株式報酬を含む）の支給割合は、過去の平均連結経常利益額および、年次および中長期個人業績目標達成評価の中間値を基準として、概ね基本報酬50%、年次インセンティブ30%、長期インセンティブ20%となるように設計されている。

6. 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬（社内取締役に対する譲渡制限付株式報酬を除く）は、7月から翌年6月までの1年間の任期について支給する。またその総額を12で除した額を毎月支払うものとする。

社内取締役に対する譲渡制限付株式については、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割当交付する。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問組織であり委員長および過半数を社外取締役で構成する報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会にて決定される。

取締役の報酬水準については、常に外部調査機関による役員報酬調査データを参照し、当社と規模や業種の類似する大手製造業の水準と比較し、客観的妥当性を確認しながら総合的に勘案して決定する。

以 上

添付書類

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I 当社グループの現況に関する事項

連結業績

※ () 内は前期数値

売上高

6,553 億円 (6,139億円)

営業利益

440 億円 (259億円)

経常利益

415 億円 (233億円)

親会社株主に帰属する当期純利益

245 億円 (229億円)

売上高営業利益率 (ROS)

6.7 % (4.2%)

自己資本利益率 (ROE)

6.7 % (6.6%)

総還元性向

37.7 % (83.3%)

1.事業の経過およびその成果

当社グループは2019年度からスタートした3カ年の中期経営計画「Vision UBE 2025～Prime Phase～」において、「事業の成長基盤強化」「経営基盤（ガバナンス）の強化」「資源・エネルギー・地球環境問題への対応と貢献」を基本方針とし、化学部門を核とした次なる成長の実現を目指して、各事業課題の解決に取り組んでまいりました。

当期においては、化学部門を中心に、新型コロナウイルス対策の進展に伴う経済活動の回復を受けて需要が堅調に推移し、また原燃料価格の高騰などを背景に販売価格の是正も進んだことから、売上高は前期を上回りました。営業利益・経常利益は、建設資材部門において石炭価格上昇の影響等を受けましたが、化学品の販売価格改善の効果が大きく、前期を上回りました。親会社株主に帰属する当期純利益も、前期にあった電解液事業分割による一過性の特別利益などはありませんが、経常利益増加の影響が大きく、前期を上回りました。

この結果、当社グループの連結売上高は前期比413億7千6百万円増の6,552億6千5百万円、連結営業利益は181億3千6百万円増の440億3千8百万円、連結経常利益は182億5千6百万円増の415億4千9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は15億6千4百万円増の245億円となりました。

また当社単独では、売上高は前期比323億7千6百万円増の2,748億2千8百万円、営業利益は64億9千1百万円増の144億4千3百万円、経常利益は145億2千2百万円増の280億5千9百万円、当期純利益は79億8千万円増の213億6千2百万円となりました。

CHEMICALS

化学

売上構成比

51.5%

主要な事業内容

ナイロン樹脂、カプロラクタム（ナイロン原料）、硫安、工業薬品、ファインケミカル、高機能コーティング、ポリブタジエン（合成ゴム）、ポリイミド、電池材料、機能品、医薬品（原体・中間体）などの製造・販売

- 強み**
- ポリイミド、電池材料、ファインケミカル、高機能コーティングなどのスペシャリティ事業に加えてナイロン樹脂、カプロラクタム、硫安、ポリブタジエン（合成ゴム）などを中心とするベーシックケミカルズ事業を併せ持ち、幅広い製品群を保有。
 - 日本（山口県宇部市・千葉県市原市・大阪府堺市）・タイ・スペインの世界三極体制によるグローバルネットワークを構築。
 - 多様化するニーズに対応できる高い技術開発力とモノづくり力を持ち、顧客に対してソリューションを提供。

ナイロン樹脂は、前期に続き食品包装フィルム用途は堅調に推移し、自動車用途も下期には自動車減産の影響を受けたものの全般的にコロナ禍からの需要回復が継続しました。販売価格は、原料カプロラクタム市況の上昇を上回って上昇しました。

カプロラクタムは、主用途であるナイロン繊維向け需要が堅調に推移し、ベンゼンなど原料市況の上昇を上回って製品市況が改善しました。国際市況高騰に伴う硫安価格の上昇も寄与しました。

工業薬品は、アンモニア工場で隔年の定期修理がなく出荷は増加し、アンモニア価格も国際市況高騰に伴い上昇しました。

ファインケミカル及び高機能コーティングの出荷は、自動車関連製品を中心に概ね堅調に推移しました。

ポリブタジエン（合成ゴム）は、下期には自動車減産の影響を受けたもののタイヤ用途を中心に需要が堅調に推移しました。ブタジエン市況の上昇を上回って製品価格が上昇しました。

リチウムイオン電池材料のセパレータは、自動車向け需要が拡大しており、自動車減産などの影響はあるものの、販売は堅調に推移しました。

ポリイミドは、ディスプレイ向けCOFフィルムおよび有機ELパネル向けウニスの需要が伸長し、販売は好調に推移しました。

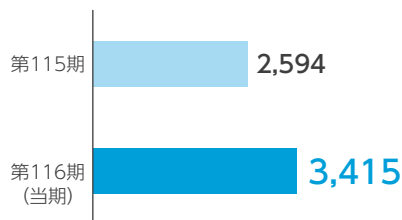
分離膜は、バイオガス向け脱炭酸膜の需要が伸長し、セラミックスは、EV市場向けの軸受および基板用の需要が拡大しました。

医薬品では、ロイヤリティ収入が伸長し、自社医薬品および受託医薬品の出荷も堅調に推移しました。

この結果、当部門の連結売上高は前期比821億1千3百万円増の3,414億9千3百万円、連結営業利益は272億8千8百万円増の354億7千2百万円となりました。

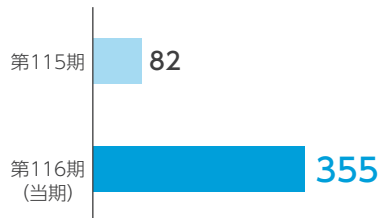
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



建設資材

主要な事業内容

セメント、生コン、建材関連製品、石灰石、カルシア・マグネシア、機能性無機材料などの製造・販売、資源リサイクル事業、石灰の輸入・販売、コールセンター（石灰中継基地）の運営および電力供給事業

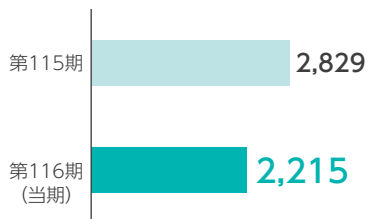
- 強み
- 幅広い製品・事業をグループ全体で担うことにより、グループ・シナジーを最大限に活用。
 - 競争力のある石灰・電力を安定供給できる体制と大型港湾設備などの充実したインフラを保有。
 - 多種多様な廃棄物を利用し、省資源化できる高い技術力を保有。

売上構成比

33.4%

売上高

(単位：億円)

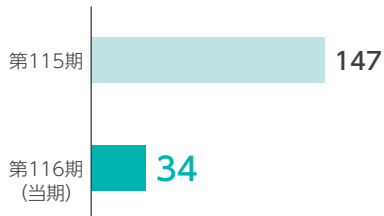


セメント・生コンは、震災復興工事や新幹線延伸工事の反動減に加え大雨等の天候の影響もあり、販売が低調に推移しました。鉄鋼向けなどの需要回復によりカルシア・マグネシアの出荷は増加しましたが、総じて石灰・原油市況の高騰によるコスト上昇の影響を強く受けました。

この結果、当部門の連結売上高は前期比613億7千9百万円減の2,214億7千6百万円、連結営業利益は113億3千9百万円減の34億5百万円となりました。

営業利益

(単位：億円)



MACHINERY

機械

売上構成比

14.6%

主要な事業内容

成形機（ダイカストマシン、押出プレス、射出成形機）、産業機械（窯業機、化学機器、粉砕機、運搬機、除塵機、破碎機）、橋梁・鉄構、製鋼品（ピレット、鋳造品）などの製造・販売

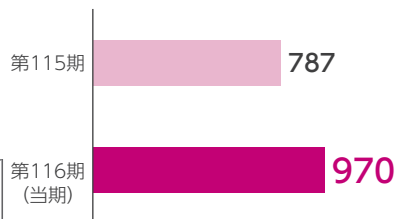
- 強み**
- 自動車や電力・セメント・製鉄などの基幹産業に多数の納入実績があり、顧客から高い評価。
 - 国内外の多くの拠点を軸に、販売からアフターサービスまで全てにわたり顧客のニーズに対応。
 - 大型の加工設備と熟練した技術・技能者を保有。

成形機事業は、中国・北米における自動車産業向けの販売が堅調に推移し、産機事業は、電力会社向け運搬機などの販売が堅調に推移しました。製鋼事業は、ピレットの需要が回復するとともに原材料市況の上昇等により製品価格も上昇しました。

この結果、当部門の連結売上高は前期比182億6千万円増の969億8千7百万円、連結営業利益は22億9千9百万円増の51億3千万円となりました。

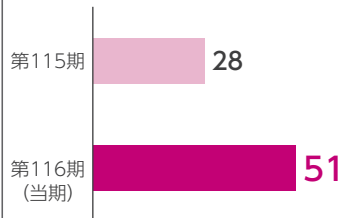
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



OTHERS

その他

主要な事業内容

不動産の売買、賃貸借および管理など

その他の連結売上高は前期比2億9千4百万円増の34億1千1百万円、連結営業利益は1億2千6百万円増の5億7千3百万円となりました。

* 上記各部門の連結売上高などの数値には、部門間の内部取引高などの調整額が含まれています。

2. 対処すべき課題

当社グループは、スペシャリティ化学を中核とした企業グループとしての2030年の目指す姿とその達成に向けた経営施策を長期ビジョン「UBE Vision 2030 Transformation」として描き、2024年度までのアクションプランとなる3カ年の中期経営計画「UBE Vision 2030 Transformation～1st Stage～」を策定しました。将来の目指す姿と中期経営計画の基本方針および数値目標は次のとおりです。

◆ 2030年の目指す姿

「地球環境と人々の健康、そして豊かな未来社会に貢献するスペシャリティ化学を中核とする企業グループ」

目指す姿の実現に向け、「エネルギー負荷の低い」、「市況変動に左右されにくい」、「収益性の高い」スペシャリティ製品を主体とする事業構造への転換を進めてまいります。また、こうした事業構造改革と省エネ推進・プロセス改善等の施策により、GHG排出量の削減目標の達成を目指すとともに、環境に貢献する製品や技術の開発と実用化を推進することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

◆ 中期経営計画の基本方針

- i) スペシャリティ化学を中心にグローバルな利益成長を追求
- ii) 地球環境問題に対応した事業構造改革の推進
- iii) 持続的成長に向けた人的資本の充実
- iv) DXの推進による企業価値の向上と顧客価値の創出
- v) ガバナンスの更なる向上

◆ 中期経営計画の数値目標（2024年度）

i) 主要項目

- ①営業利益:400億円
(うち、スペシャリティ事業:240億円)
- ②経常利益:470億円

ii) 経営指標

- ①売上高営業利益率 (ROS) :8%
- ②自己資本利益率 (ROE) :8%

当計画期間の3カ年は、スペシャリティ化と地球環境問題への取り組みを強く意識した事業構造改革を着実に進めながら、収益基盤の強化を図ってまいります。当社グループの有する技術力やバリューチェーンにおける強みを活かして高付加価値と高収益性を実現できるスペシャリティ事業に重点的に経営資源を投入し、将来の更なる成長を確実なものにしてまいります。

また、ダイバーシティ&インクルージョンを人的資本充実の最重要課題と位置づけ、ワークエンゲージメントの向上に取り組むとともに、DXを推進し、業務の効率化や新たな顧客価値の創出を加速してまいります。

当社は、2022年4月に、「UBE株式会社」という新社名の下、化学事業持株会社へと経営構造を転換し新たなスタートを切りました。スペシャリティ化学の企業グループとしてグローバルに持続的成長を図るとともに、機械事業やセメント事業等については、持株会社としての経営を推進し、グループとしての企業価値の最大化を図ってまいります。

S 社会



人的資本の充実

当社グループは、「ダイバーシティ&インクルージョン」を最重要課題と位置づけ、多様な技術・知識・視点を融合させてイノベーションを生み出し、グローバルな事業拡大と新たな価値を創出する原動力とします。2022年度からの中期経営計画の基本方針として「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進するとともに、グループ全体でワークエンゲージメントの向上に取り組みます。重点施策は以下の4つです。

①女性の活躍推進

女性社員比率15%、女性管理職比率6%（2024年度指標：日本国内連結ベース）

②中途採用比率（総合職）：25%以上、外国人採用（総合職）：5%以上（同上）

③専門職制度、専門性の高いキャリア採用、シニア社員向け施策の充実

④働きやすく働き甲斐のある職場づくりと従業員満足度の向上

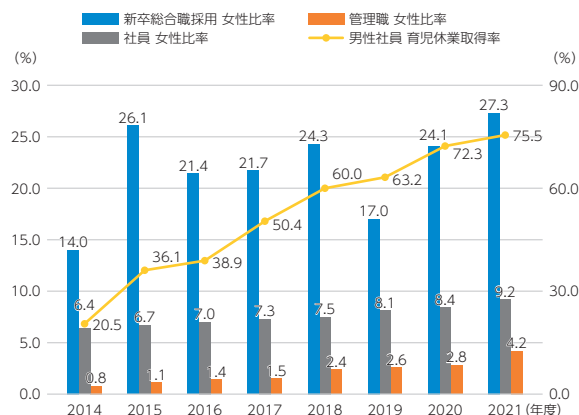
とりわけ、女性活躍は力を入れるべき課題と捉え、日本国内連結ベースで女性管理職比率、女性社員比率の目標を上記のとおり設定し、積極的に推進します。

当社では具体的な施策として、人事担当役員並びに人事部長のキャリアサポート面談や社長の車座ミーティングなどを通じて、積極的な育成・登用を行っています。また、総合職新卒採用における女性比率は、30%以上を継続していきます。さらに、育児支援手当の新設、男性社員の育児休業日数増に向けた取り組み、アンコンシャス・バイアスエラミネーションなどを実施し、性別に関わらず、働きやすく働き甲斐のある職場づくりを目指します。

当社グループの取り組み

	2021	2022	2023	2024 (年度)
女性の活躍推進				
女性社員比率				15% (日本国内連結)
女性管理職比率				6% (日本国内連結)
中途採用、外国人採用				
中途採用比率（総合職）				25%以上 (日本国内連結)
外国人採用（総合職）				5%以上 (日本国内連結)
専門職制度、専門性の高いキャリア採用、シニア社員向け施策の充実				
働きやすく働き甲斐のある職場づくりと従業員満足度の向上				

女性活躍関連指標の推移 (UBE単体)



G ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

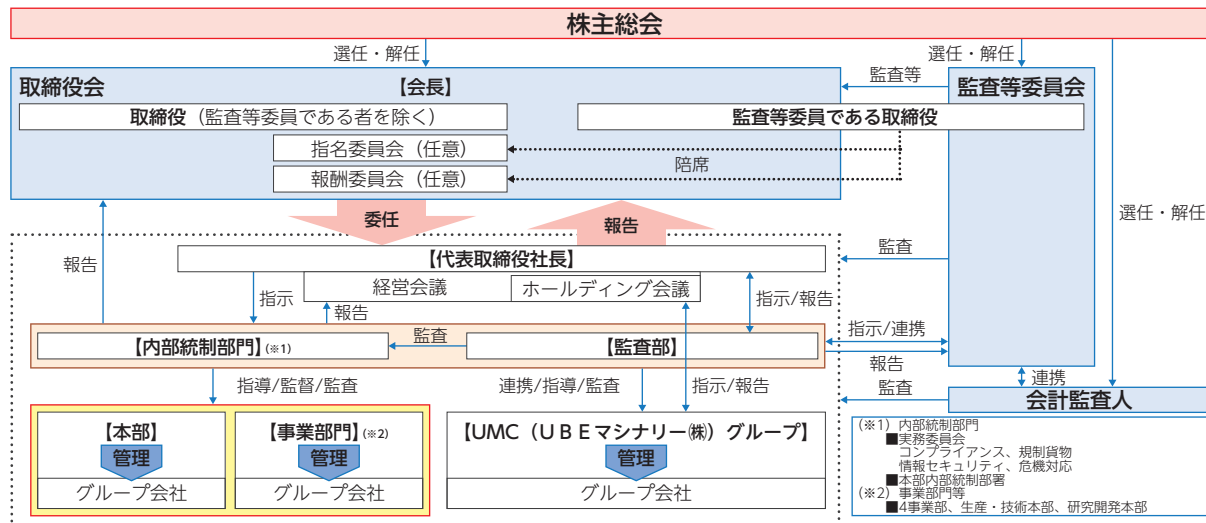
当社グループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命としています。そのために当社は、監査等委員会設置会社として、監査権や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を保有する体制を整え、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、社員、地域社会などの全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えています。

コーポレート・ガバナンスの概要

組織形態	監査等委員会設置会社
取締役会議長 ^(注1)	山本 謙
取締役（監査等委員である者を除く）人数 ^(注1)	6名（うち2名が社外取締役）
監査等委員である取締役人数 ^(注1)	3名（うち2名が社外取締役）
独立役員の選任 ^(注1)	社外取締役4名
取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）の報酬などの決定	基本報酬と業績連動報酬（年次インセンティブ、長期インセンティブ）で構成 2021年度の報酬総額（社外取締役を除く）：231百万円 (基本報酬126百万円、業績連動報酬105百万円)
監査等委員である取締役（社外取締役を除く）の報酬などの決定	基本報酬（固定額）のみで構成 2021年度の報酬総額（社外取締役を除く）：38百万円（基本報酬38百万円）
社外取締役（独立役員）の報酬などの決定	基本報酬（固定額）のみで構成 2021年度の報酬総額：52百万円（基本報酬52百万円）
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人

(注1) 第115回定時株主総会（2021年6月29日）終結の時から2022年3月31日まで

コーポレート・ガバナンスの概要と内部統制



取締役会

取締役会は、原則として執行役員を兼任しない取締役が議長を務めることとし、法令、定款および取締役会規程に則り、経営の基本方針および経営上の重要事項について意思決定をするとともに、各取締役・執行役員の業務遂行の妥当性・効率性を監督しています。また、監査等委員会設置会社として、監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図ります。

監査等委員会

監査等委員会は、法令、監査等委員会規程等に則り、内部統制システムの構築・運用状況の監視・検証及び取締役等の業務執行者に対する監督を行うため、監査部や会計監査人との連携を図るとともに、代表取締役社長との意見交換、及び主要な業務執行取締役・執行役員・各部門等の監査を行い、必要に応じて意見を表明しています。また、取締役（監査等委員である者を除く）の選解任および報酬等の監督のため、社外監査等委員が指名委員会および報酬委員会に陪席し、その内容・手続を確認しています。

監査等委員会	委員長	委員	委員
	庄田隆	福原紀彦	山元篤
	(社外取締役)	(社外取締役)	(社内取締役)

社外取締役

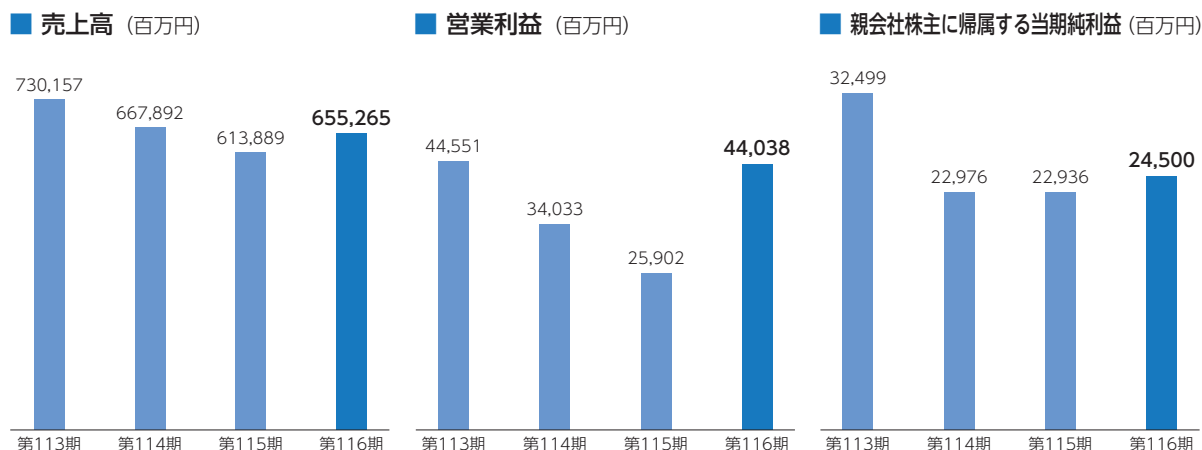
意思決定および経営監視に独立した第三者の視点を加え、経営の効率性・透明性・客観性を確保するために、2005年6月より社外取締役を招聘しています。さらに、取締役会の諮問組織として、任意の「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しており、それぞれ2名の社外取締役（監査等委員である者を除く）と非業務執行社内取締役（取締役会長）の計3名より構成され、委員長は社外取締役が務めています。

指名委員会	委員長	委員	委員
	照井恵光	東哲郎	山本謙
	(社外取締役)	(社外取締役)	(取締役会長)
報酬委員会	委員長	委員	委員
	東哲郎	照井恵光	山本謙
	(委員長、社外取締役)	(社外取締役)	(取締役会長)

3. 財産および損益の状況の推移

	区 分	第113期	第114期	第115期	第116期
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
連 結	売上高 (百万円)	730,157	667,892	613,889	655,265
	営業利益 (百万円)	44,551	34,033	25,902	44,038
	経常利益 (百万円)	47,853	35,724	23,293	41,549
	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	32,499	22,976	22,936	24,500
	純資産 (百万円)	354,552	354,447	380,635	394,035
	総資産 (百万円)	740,286	727,269	769,710	837,954
	1株当たり当期純利益 (円)	312.36	227.33	226.79	249.31
	1株当たり純資産額 (円)	3,261.23	3,287.73	3,549.52	3,813.16
	連結子会社の数	71	69	66	65
	持分法適用会社の数	25	26	26	26

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第116期の期首から適用しており、第116期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



4. 資金調達の状況

当期は、自己資金や金融機関からの借入金などにより所要資金を賄いました。

なお、当期末連結有利子負債残高は、前期末比270億4千5百万円増の2,418億1千2百万円となりました。

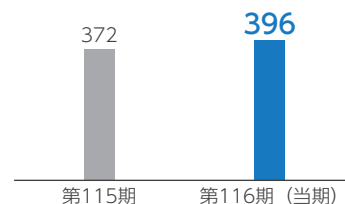
5. 設備投資等の状況

当期は生産設備の新設、維持更改、省力化・合理化などを中心に総額395億7千2百万円の投資を実施しました。

当期に完成した主な設備は、宇部ケミカル工場の第5医薬品工場（2021年5月）、伊佐セメント工場の排熱発電設備（2021年6月）などです。

当期に建設中の主な設備は、ポリイミド原料モノマー（BPDA）工場増設、ポリイミドフィルム新工場建設などです。

ご参考 設備投資 (億円)



6. 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
化学部門	4,970名	162名減
建設資材部門	2,265名	1,004名減
機械部門	1,839名	33名減
その他	462名	111名増
全社（共通）	313名	40名増
合計	9,849名	1,048名減

(注) 従業員数が前期末に比べて1,048名減少しておりますが、その主な理由は、持分法適用会社であるUBE三菱セメント株式会社発足に伴い、関係する当社従業員が同社へ転籍するため2022年3月末で退職したことによるものであります。

7. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	40,197百万円
株式会社みずほ銀行	29,806
株式会社山口銀行	18,512
農林中央金庫	16,334
三井住友信託銀行株式会社	10,525

8. 主要な事業所

当社の主要な事業所は次のとおりです。

なお、当社子会社については、「9. 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

本 社 宇部、東京
 営 業 所 大阪支店、名古屋支店
 工 場 等

化 学 部 門：宇部ケミカル工場（山口県宇部市）、堺工場（大阪府堺市）、
 宇部藤曲工場（山口県宇部市）

建 設 資 材 部 門：宇部セメント工場（山口県宇部市）、伊佐セメント工場（山口県美祢市）、
 苅田セメント工場（福岡県苅田町）、沖の山コールセンター（山口県宇部市）

研 究 所：基盤技術研究所（山口県宇部市）、医薬研究所（山口県宇部市）、
 先端技術研究所（千葉県市原市）、大阪研究開発センター（大阪府堺市）、
 技術開発研究所（山口県宇部市）

9. 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
UBEエラストマー(株)	東京都港区	4,000 百万円	100.00 %	ポリブタジエン（合成ゴム）およびその原材料の研究開発・製造・販売
宇部興産機械(株)	山口県宇部市	6,700	100.00	成形機製品、産機製品の製造・販売・アフターサービス
宇部マテリアルズ(株)	山口県宇部市	4,047	100.00	カルシア・マグネシア、機能性無機材料の製造・販売
宇部エクシモ(株)	東京都中央区	2,493	100.00	電子・情報材料、FRP、産業資材、機能繊維の製造・販売
宇部マクセル(株)	京都府乙訓郡	2,725	66.01	リチウムイオン電池用途布型・無塗布型セパレータの製造・販売
ウベ・エンジニアド・コンポジット, インコーポレーテッド	米国	13,335 千ドル	100.00	プラスチックコンパウンドの受託加工、ナイロンコンパウンドの製造・販売
ウベ・マシナリー,インコーポレーテッド	米国	17,000	100.00 (100.00)	成形機の製造・販売・据付・試運転・アフターサービス
ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ, エスエーユー	スペイン	6,312 千ユーロ	100.00	ナイロン樹脂、カプロラクタム、硫安、ファインケミカル、その他製品の製造・販売
ウベ・ケミカルズ・アジア, パブリック・カンパニー・リミテッド	タイ	10,739 百万 バーツ	73.81 (0.04)	ナイロン樹脂、ナイロンコンパウンドカプロラクタム、硫安の製造・販売
タイ・シンセティック・ラバース, カンパニー・リミテッド	タイ	1,106	74.00 (74.00)	ポリブタジエン（合成ゴム）の製造・販売
ウベ・ファイン・ケミカルズ・アジア, カンパニー・リミテッド	タイ	722	100.00	1,6ヘキサジオール、1,5ペンタンジオール、ポリカーボネートジオールの製造・販売

- (注) 1. 議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
 2. 宇部興産機械(株)は、2022年4月1日付でUBEマシナリー(株)へ名称変更しました。
 3. 宇部マテリアルズ(株)は、2022年4月1日付でUBE三菱セメント(株)の子会社になりました。

10. 重要な企業再編等の状況

UBEエラストマー(株)は、2021年10月1日付で会社分割（簡易新設分割）により設立した当社100%出資の子会社です。

II 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 330,000,000株
2. 発行済株式総数 96,807,364株 (自己株式9,392,743株を除く。)
3. 当期末株主数 69,262名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	17,205,000株	17.77%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,160,000株	5.33%
住友生命保険相互会社	2,000,000株	2.07%
日本生命保険相互会社	1,600,009株	1.65%
株式会社山口銀行	1,548,264株	1.60%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,260,300株	1.30%
農林中央金庫	1,237,409株	1.28%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,122,273株	1.16%
J P MORGAN CHASE BANK 385781	1,055,022株	1.09%
宇部興産従業員持株会	963,273株	1.00%

(注) 当社は、自己株式9,392,743株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

Ⅲ 当社の役員に関する事項

1. 取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	山本 謙	株式会社山口フィナンシャルグループ 社外取締役
代表取締役社長	泉原 雅人	CEO
代表取締役	小山 誠	建設資材カンパニープレジデント
取締役	藤井 正幸	CFO 経営企画部・経理部・財務・IR部担当
取締役(社外・独立)	照井 恵光	株式会社ブリヂストン 社外取締役 オルガノ株式会社 社外取締役 一般財団法人化学研究評価機構 専務理事
取締役(社外・独立)	東 哲郎	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 野村不動産ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役常勤監査等委員	山元 篤	
取締役監査等委員(社外・独立)	庄田 隆	大東建託株式会社 社外取締役
取締役監査等委員(社外・独立)	福原 紀彦	中央大学法科大学院 教授 一般社団法人日本資金決済業協会 会長 共栄火災海上保険株式会社 社外取締役 株式会社アイネス 社外取締役

- (注) 1. 当社は、取締役照井恵光、東哲郎、庄田隆、福原紀彦の各氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。
2. 当社は事業の規模および特性などに鑑み、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、定款において常勤の監査等委員を選定する旨を定めており、当該規定に基づき山元篤氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役山本謙氏の重要な兼職先である株式会社山口フィナンシャルグループは当社の主要な借入先のひとつである金融機関の持株会社であります。当社との特別の関係はありません。
4. 取締役照井恵光氏の重要な兼職先である株式会社ブリヂストンと当社との間において、化学製品関連の取引がありますが、同社は当社との特別の関係はありません。
5. 取締役照井恵光氏の重要な兼職先であるオルガノ株式会社と当社との間において、化学製品関連の取引がありますが、同社は当社との特別の関係はありません。
6. 取締役照井恵光氏の重要な兼職先である一般財団法人化学研究評価機構は当社との特別の関係はありません。
7. 取締役東哲郎氏の重要な兼職先である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは当社との特別の関係はありません。
8. 取締役東哲郎氏の重要な兼職先である野村不動産ホールディングス株式会社は当社との特別の関係はありません。
9. 取締役庄田隆氏の重要な兼職先である大東建託株式会社と当社との間において、建設資材製品関連の取引がありますが、同社は当社との特別の関係はありません。
10. 取締役福原紀彦氏の重要な兼職先である中央大学法科大学院は当社との特別の関係はありません。
11. 取締役福原紀彦氏の重要な兼職先である一般社団法人日本資金決済業協会は当社との特別の関係はありません。
12. 取締役福原紀彦氏の重要な兼職先である共栄火災海上保険株式会社は当社との特別の関係はありません。
13. 取締役福原紀彦氏の重要な兼職先である株式会社アイネスは当社との特別の関係はありません。
14. 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外役員全員との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

15. 補償契約の内容

当社は、「Ⅳ 当社の役員に関する事項」に記載の取締役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする契約を締結しております。当社は、当該契約によって役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約において主に、補償額の上限設定、補償委員会による補償要否の認定等を定めております。

16. 会社役員賠償責任保険の内容

当社は、保険会社との間で、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の役員（取締役、監査役）、執行役員、管理職従業員（*1）、社外派遣役員（*2）、退任役員およびそれらの相続人であり、補償対象とされる保険事故は、会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟などです。当社は、当該契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約において主に、保険期間中における保険金の総支払限度額、私的な利益收受または故意の法令違反、犯罪行為等に起因する損害等については、補償されない旨を定めております。なお、当該契約の保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しております。

（*1）管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者をいいます。

（*2）社外派遣役員：当社および子会社での役職を問わず、当社および子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する役員賠償が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

（ご参考）執行役員（*は取締役との兼務）（2022年4月1日現在）

役位	氏名	職務
社長執行役員	* 泉原雅人	CEO
専務執行役員	玉田英生	CRO、CCO、リスク管理部・人事部・総務部・法務部担当
	西田祐樹	社長補佐、生産・技術本部長、DX推進室長、情報システム部担当
常務執行役員	* 藤井正幸	CFO、グループ管理部・経営企画部・経理・財務部担当
	永田啓一	機能品事業部長
	横尾尚昭	エラストマー事業部長、UBEエラストマー(株)代表取締役社長
	大田正芳	パフォーマンスポリマー&ケミカルズ事業部長
上席執行役員	三浦英恒	環境安全部・品質保証部・購買・物流部・宇部渉外部担当
	Bruno de Bièvre (ブルーノ ドゥ ビエヴル)	UBE CORPORATION EUROPE S.A.U.社長、欧米地域担当
	Watchara Pattananijirundorn (ワチャラ パタナニヨランドン)	UBE Chemicals(Asia) Public Company Limited President & CEO、アジア地域担当
	船山陽一	医薬事業部長
執行役員	末廣正朗	監査部担当
	高瀬太	生産・技術本部副本部長、宇部ケミカル工場長
	内貴昌弘	研究開発本部長、開発部門・知的財産部担当

(注) CEO：Chief Executive Officer
 CRO：Chief Risk Management Officer
 CCO：Chief Compliance Officer
 CFO：Chief Financial Officer

2. 取締役の報酬等の額

1) 取締役の報酬の総額の決定に関する事項

取締役の報酬の総額については、2019年6月27日開催の第113回定時株主総会にて、以下のとおり決定しております。

- ・取締役（監査等委員である者を除く）：年額7億2千万円以内
（うち社外取締役分は年額8千5百万円以内）
- ・監査等委員である取締役：年額1億5千万円以内
- ・上記とは別枠でストックオプションとして、取締役（監査等委員である者および社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の総額：年額1億3千万円以内

2) 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針

当社は、「取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針」として以下2) -1. ～7. を定めております。

2) -1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下、「取締役」という）の報酬は、企業価値および株主価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、株主総会決議による取締役の報酬限度額内で、各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。

取締役のうち社内取締役（以下、「社内取締役」という）の報酬については、業績との連動性を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な目標達成を報酬に反映する。また現金報酬のほか株式報酬を設け、中長期的な企業価値および株主価値向上を意識づける報酬構成とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬として役位別定額報酬、業績連動報酬として年次インセンティブおよび長期インセンティブにより構成し、年次インセンティブは全社業績連動報酬および年次個人業績目標達成評価報酬、長期インセンティブは中長期個人業績目標達成評価報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成する。

また取締役のうち社外取締役（以下、「社外取締役」という）の報酬については、基本報酬のみ固定額を支払うこととする。

取締役区分	基本／業績連動	報酬構成	項目名称	支給形態
社内取締役	業績連動報酬	長期インセンティブ	株式報酬型ストックオプション	株式報酬
			中長期個人業績目標達成評価報酬	
		年次インセンティブ	年次個人業績目標達成評価報酬	
		基本報酬	基本報酬	役位別定額報酬
社外取締役	基本報酬	基本報酬	名称なし（基本報酬のみ固定額）	

2) - 2. 基本報酬の報酬額の決定に関する方針

社内取締役の基本報酬については、役位に応じて年額を決定する。

社外取締役の基本報酬については、固定額を年額として決定する。

2) - 3. 業績連動報酬（株式報酬型ストックオプションを除く）の内容および額の算定方法の決定に関する方針

社内取締役の業績連動報酬のうち、全社業績連動報酬については、当社グループ全体の事業年度ごとの業績向上の意識を高めるため、持分法適用会社の業績を反映できる連結経常利益を指標とし、前事業年度における連結経常利益に役位別係数を乗じた算出式によって算定し決定される。

また年次および中長期個人業績目標達成評価報酬については、役位別に予め定められた評価テーブルに基づき、前事業年度初めに各役員が設定した年次目標および中長期目標に対する達成度合いに応じて報酬額が決定される。

項目名称	区分	算出方法
全社業績連動報酬	会社業績	前事業年度連結経常利益×役位別係数
年次個人業績目標達成評価報酬	個人業績	各役員別の年次目標の達成度合い
中長期個人業績目標達成評価報酬	個人業績	各役員別の3～5年の中長期目標の達成度合い

2) - 4. 非金銭報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

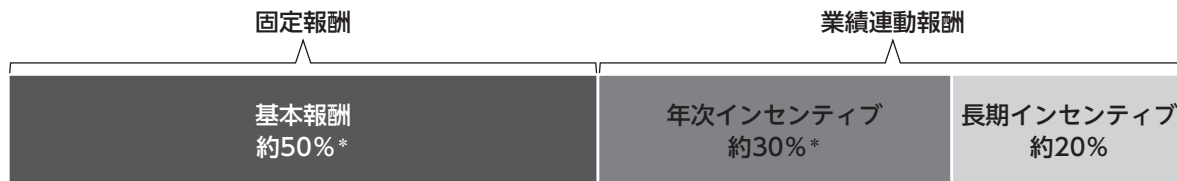
社内取締役に対する非金銭報酬は株式報酬型ストックオプションとし、社内取締役の中長期的な目標達成および株主価値向上のインセンティブを高めることを目的に、予め決められた価格（1円／株）で当社の株式を購入できる権利として、新株予約権を役位に応じて割り当てる。また、当社が定める中期経営計画の対象期間である3年間の翌期に限り、対象期間中の経営指標（連結経常利益、連結フリーキャッシュフロー、連結ROE）の達成度合いに応じて80%～130%まで付与株式数を調整する。

項目名称	区分	算出方法
株式報酬型 ストックオプション	会社業績	通常年＝A、調整年＝B A. 役位別基礎金額÷前年度平均株価＋前年からの繰越株式数 B. 役位別基礎金額÷前年度平均株価×(100%＋付与率▲20%～30%)(*) ＋前年からの繰越株式数 (* 経営指標の達成度に応じて80%～130%の範囲で調整)

2) -5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、および非金銭報酬の額の社内取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の種類別の報酬の構成割合については、基本報酬の水準と安定性を基本としつつ、中長期的な企業価値の向上を重視し、基本報酬と業績連動報酬（株式報酬型ストックオプションを含む）とのバランスを考慮し適切に設定する。

具体的には、基本報酬、年次インセンティブ、長期インセンティブ（株式報酬型ストックオプションを含む）の支給割合は、過去の平均連結経常利益額および、年次および中長期個人業績目標達成評価の中間値を基準として、概ね基本報酬50%、年次インセンティブ30%、長期インセンティブ20%となるように設計されている。



* 社長、会長の報酬については、上記よりも基本報酬比率を低く、年次インセンティブの比率を高く設定

2) -6. 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬（社内取締役に対する株式報酬型ストックオプションを除く）は、7月から翌年6月までの1年間の任期について支給する。またその総額を12で除した額を毎月支払うものとする。

社内取締役に対する株式報酬型ストックオプションについては、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる。

2) -7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問組織であり委員長および過半数を社外取締役で構成する報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会にて決定される。

取締役の報酬水準については、常に外部調査機関による役員報酬調査データを参照し、当社と規模や業種の類似する大手製造業の水準と比較し、客観的妥当性を確認しながら、総合的に勘案して決定する。

3) 取締役の報酬等の総額

区 分	人 数	基本報酬	業績連動報酬			報酬等の総額
			年次 インセンティブ	長期インセンティブ		
				内) ストックオプション		
取締役（監査等委員である者を除く） （うち社外取締役）	6名 (2名)	150百万円 (24百万円)	58百万円 (-)	46百万円 (-)	22百万円 (-)	255百万円 (24百万円)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	4名 (3名)	67百万円 (28百万円)	- (-)	- (-)	- (-)	67百万円 (28百万円)
合計 （うち社外取締役）	10名 (5名)	217百万円 (52百万円)	58百万円 (-)	46百万円 (-)	22百万円 (-)	322百万円 (52百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
 2. 株式報酬（ストックオプション）は、会計基準に従い、当事業年度において費用計上した金額です。従って、金銭として支給された報酬などではなく、また、金銭の支給が保証された報酬などでもありません。
 3. 監査等委員である取締役は、基本報酬のみで固定額としております。

3) -1. 上記業績連動報酬（株式報酬型ストックオプションを除く）に係る指標の目標および実績

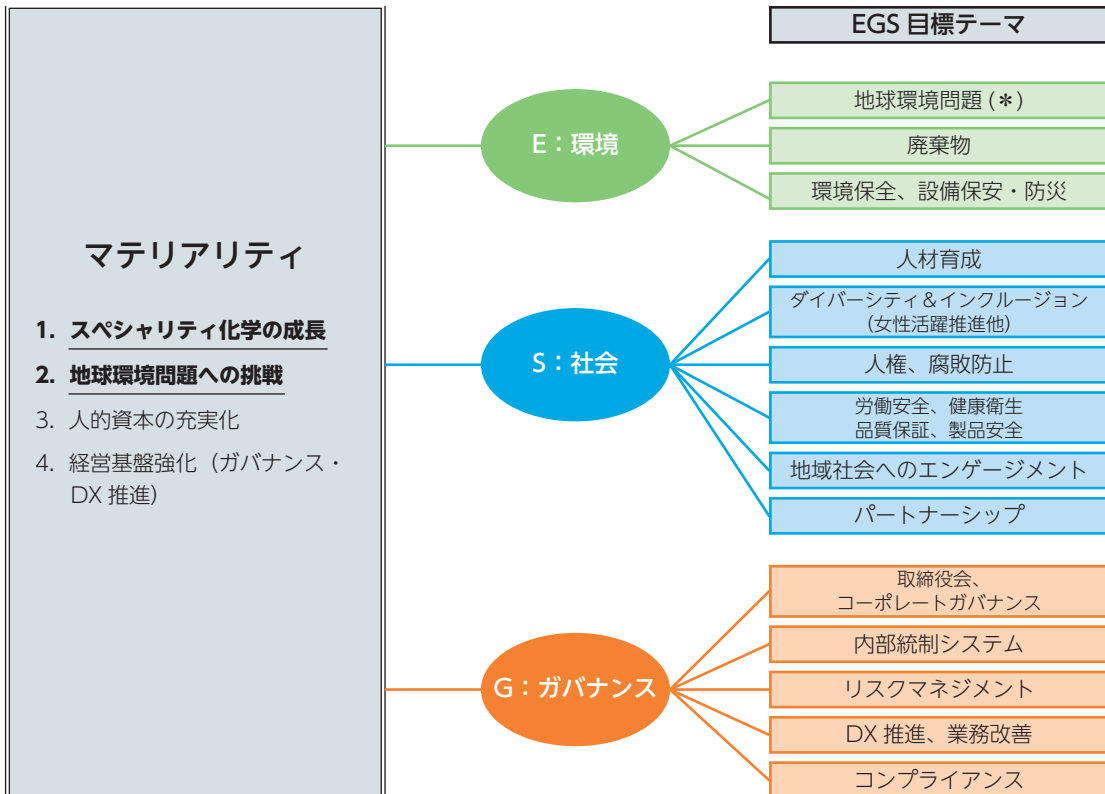
業績連動報酬は、1. 全社業績連動報酬、2. 年次個人業績目標達成評価報酬、3. 中長期個人業績目標達成評価報酬で構成されます。1. 全社業績連動報酬に係る指標として、前事業年度における連結経常利益を使用しており、指標に役員別係数を乗じた算出式（前事業年度連結経常利益×役員別係数）によって報酬額が算定されます。2. 年次個人業績目標達成評価報酬に係る指標として、前事業年度の期首に各役員が設定した年次目標を使用しております。さらに3. 中長期個人業績目標達成評価報酬に係る指標として、前事業年度の期首に各役員が設定した中長期目標を使用しております。2. 年次個人業績目標達成評価報酬、3. 中長期個人業績目標達成評価報酬については、それぞれの指標の達成度合いに応じて報酬額が決定されます。

指標の目標および実績は以下のとおりです。

項目名称	指標	目標（20年度）	実績（20年度）
全社業績連動報酬	連結経常利益	235億円	232億円
年次個人業績目標達成評価報酬	年次目標	個人毎	個人毎
中長期個人業績目標達成評価報酬	中長期目標	個人毎	個人毎

年次目標と中長期目標には、ESG関連の取り組みが含まれております。当社が最も重視する経営課題の一つに挙げる「スペシャリティ化学の成長」と「地球環境問題への挑戦」等は、ESG関連の各取り組みの上に成り立っています。各役員のファンクションに応じたESG目標を取り入れ、目標設定・業績評価・報酬算定を行い、目標達成のためのインセンティブ強化を図っています。ESG目標として目標設定している取り組み内容は、担当役員毎に異なります。ESG目標の達成度合いに応じて算定される報酬額は、21年度実績で、報酬等の総額の約10%を占めております。なお、執行役員においても同様の体系となっております。

<2022年度 ESG目標のイメージ>



* 地球環境問題：2020年4月にUBEグループは、地球環境問題に関する4つの個別課題（地球温暖化対応、生物多様性保全および水資源の保全、海洋プラスチックごみ問題）を設定し、UBEグループ統一の「基本的な考え方」を策定しています。

3) -2. 役員の報酬等の決定手続きの概要

- (a) 取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員の個人別の報酬等は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問組織であり委員長および過半数を社外取締役（監査等委員である者を除く）で構成する報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告され、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の個人別報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。
- (b) 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および報酬委員会の活動は、2021年6月の報酬委員会にて、2021年度における取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員の個人別の報酬等の額に係る審議を行い、2021年6月の取締役会にて、同委員会からの答申を尊重し、取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員の個人別の報酬等の額につき決定いたしました。取締役会および報酬委員会は、各指標の実績と個人毎の評価が妥当であること、また上記「取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等の決定方針」に沿って報酬算定が行われたことを確認し、個人別報酬額が適切であると判断しました。

<報酬委員会等の活動内容>

当事業年度における取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等に関する審議および決定のための委員会等の活動は次のとおりです。

委員会等	開催回数	活動内容
報酬委員会	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度役員業績評価ならびに2021年度各人別報酬額支給額確定審議 ・2021年度株式報酬型ストックオプション割当審議
取締役会	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度役員業績評価ならびに2021年度各人別報酬額支給額確定審議・決定 ・新株予約権に関する各取締役および各執行役員の報酬等の額の審議・決定 ・各取締役及び各執行役員に対して新株予約権を引受ける者の募集および割当審議・決定

3. 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席回数（出席率）		[主要な活動状況と社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要]
		取締役会	監査等委員会	
取締役	照井 恵光	14/14回 (100%)	—	<p>長年にわたり経済産業省において化学技術関連の要職を歴任し、化学物質の製品・環境安全や国内の化学産業の発展に携わり、産業政策、産業技術などの分野での広範な知識、経験を有しております。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また、指名委員会委員長、報酬委員会委員として、取締役候補者および執行役員の選解任や報酬に関して独立した立場から積極的に意見をするなど職務を適切に遂行しており、当社の取締役会の監督機能の強化に貢献しております。</p>
	東 哲郎	12/14回 (85%)	—	<p>東京エレクトロン株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する豊富な知見を有しております。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また、報酬委員会委員長、指名委員会委員として、取締役候補者および執行役員の選解任や報酬に関して独立した立場から積極的に意見をするなど職務を適切に遂行しており、当社の取締役会の監督機能の強化に貢献しております。</p>
取締役 (監査等委員)	庄田 隆	14/14回 (100%)	14/14回 (100%)	<p>第一三共株式会社において経営者として長年会社経営に携わり、同社のグローバル化に大きく寄与するなど会社経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する豊富な知見を有しております。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また監査等委員会委員長としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。</p>
	福原 紀彦	11/11回 (100%)	11/11回 (100%)	<p>長年にわたり法律学者（専門：商法、会社法）として、中央大学および法科大学院の教授、大学長などを歴任し、社外役員として必要な専門知識や見識を充分備えているとともに、複数の事業会社において数多くの社外役員を務め、豊富な経験も有しています。</p> <p>現在はこれらの経験を活かし取締役会において有用な意見、的確な助言により、重要事項の決定および当社の経営全般に対する監督機能を果たしております。</p> <p>また監査等委員としての職務を適切に遂行しており、監査の実効性の確保、また当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に貢献しております。</p>

(注) 福原紀彦氏は、2021年6月29日開催の第115回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会および監査等委員会の出席回数/開催回数が他の社外取締役監査等委員とは異なります。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 名称：EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	111百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	199百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ、エスエーユー、ウベ・ケミカルズ・アジア、パブリック・カンパニー・リミテッド、タイ・シンセティック・ラバーズ、カンパニー・リミテッド、ウベ・ファイン・ケミカルズ・アジア、カンパニー・リミテッドは当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 監査等委員会は、前年度の監査計画と実績を比較し、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の会計監査の監査体制ならびに監査時間および報酬見積りの算出根拠の妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項および同条第3項に定める同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を阻害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められるとき、その他必要がある場合には、監査等委員会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	(単位：百万円)	
	金額	
資産の部		
流動資産	394,689	
現金及び預金	79,492	
受取手形	18,090	
売掛金	137,518	
契約資産	15,750	
商品及び製品	53,576	
仕掛品	21,131	
原材料及び貯蔵品	50,002	
その他	19,389	
貸倒引当金	(-) 259	
固定資産	443,132	
有形固定資産	332,757	
建物及び構築物	90,942	
機械装置及び運搬具	136,388	
土地	75,816	
リース資産	4,726	
建設仮勘定	14,113	
その他	10,772	
無形固定資産	8,541	
リース資産	514	
のれん	857	
その他	7,170	
投資その他の資産	101,834	
投資有価証券	61,808	
長期貸付金	303	
退職給付に係る資産	10,382	
繰延税金資産	16,452	
その他	13,429	
貸倒引当金	(-) 540	
繰延資産	133	
社債発行費	133	
資産合計	837,954	

科目	(単位：百万円)	
	金額	
負債の部		
流動負債	249,174	
支払手形及び買掛金	110,766	
短期借入金	44,506	
コマーシャル・ペーパー	17,000	
1年内償還予定の社債	10,000	
リース債務	802	
未払金	34,292	
未払法人税等	5,890	
契約負債	6,595	
賞与引当金	6,951	
受注損失引当金	321	
その他	12,051	
固定負債	194,745	
社債	50,000	
長期借入金	114,670	
リース債務	4,834	
繰延税金負債	1,932	
役員退職慰労引当金	422	
特別修繕引当金	3,084	
事業損失引当金	109	
退職給付に係る負債	7,292	
資産除去債務	2,234	
その他	10,168	
負債合計	443,919	
純資産の部		
株主資本	351,549	
資本金	58,435	
資本剰余金	40,623	
利益剰余金	274,725	
自己株式	(-) 22,234	
その他の包括利益累計額	17,593	
その他有価証券評価差額金	3,680	
繰延ヘッジ損益	(-) 70	
為替換算調整勘定	13,218	
退職給付に係る調整累計額	765	
新株予約権	510	
非支配株主持分	24,383	
純資産合計	394,035	
負債・純資産合計	837,954	

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		655,265
売上原価		527,346
売上総利益		127,919
販売費及び一般管理費		83,881
営業利益		44,038
営業外収益		5,789
受取利息	244	
受取配当金	1,003	
その他	4,542	
営業外費用		8,278
支払利息	898	
持分法による投資損失	1,942	
その他	5,438	
経常利益		41,549
特別利益		696
投資有価証券売却益	367	
その他	329	
特別損失		5,451
固定資産処分損	691	
減損損失	771	
投資有価証券評価損	13	
関連事業損失	2,426	
工業用水減量負担金	1,550	
税金等調整前当期純利益		36,794
法人税、住民税及び事業税		9,593
法人税等調整額		1,355
当期純利益		25,846
非支配株主に帰属する当期純利益		1,346
親会社株主に帰属する当期純利益		24,500

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額
(単位：百万円)	
資産の部	
流動資産	146,710
現金及び預金	19,460
受取手形	424
売掛金	53,409
契約資産	135
商品及び製品	18,990
仕掛品	7,609
原材料及び貯蔵品	24,563
前払費用	1,443
短期貸付金	12,585
未収入金	7,759
その他	1,199
貸倒引当金	(-) 872
固定資産	338,574
有形固定資産	180,044
建物	22,744
構築物	36,702
機械及び装置	59,431
車両運搬具	4
工具、器具及び備品	2,075
土地	49,628
リース資産	312
建設仮勘定	9,144
無形固定資産	3,450
ソフトウェア	1,585
その他	1,865
投資その他の資産	155,080
投資有価証券	9,666
関係会社株式	122,459
長期貸付金	6,463
前払年金費用	7,965
繰延税金資産	5,721
その他	10,780
貸倒引当金	(-) 7,977
繰延資産	133
社債発行費	133
資産合計	485,417

科目	金額
(単位：百万円)	
負債の部	
流動負債	141,995
支払手形	6
電子記録債務	9,515
買掛金	32,953
短期借入金	33,938
コマーシャル・ペーパー	17,000
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	76
未払金	16,755
未払費用	4,372
未払法人税等	1,000
契約負債	1,823
預り金	10,867
前受収益	559
賞与引当金	2,895
その他	230
固定負債	159,303
社債	50,000
長期借入金	98,075
リース債務	289
長期未払費用	3,213
特別修繕引当金	2,967
関連事業損失引当金	180
その他	4,577
負債合計	301,298
純資産の部	
株主資本	181,908
資本金	58,434
資本剰余金	39,126
資本準備金	35,637
その他資本剰余金	3,489
利益剰余金	106,580
その他利益剰余金	106,580
配当引当積立金	120
減債積立金	300
固定資産圧縮積立金	3,960
特定災害防止準備金	68
別途積立金	12,000
繰越利益剰余金	90,132
自己株式	(-) 22,233
評価・換算差額等	1,700
その他有価証券評価差額金	1,700
新株予約権	510
純資産合計	184,119
負債・純資産合計	485,417

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		274,828
売上原価		228,401
売上総利益		46,427
販売費及び一般管理費		31,983
営業利益		14,443
営業外収益		18,121
受取利息及び配当金	15,046	
その他	3,075	
営業外費用		4,505
支払利息	618	
出向者労務費較差負担額	462	
賃貸費用	615	
固定資産処分損	477	
貸倒引当金繰入額	503	
その他	1,829	
経常利益		28,059
特別利益		334
投資有価証券売却益	138	
その他	195	
特別損失		5,035
固定資産処分損	728	
関係会社株式売却損	1,036	
貸倒損失	1,430	
工業用水減量負担金	1,550	
その他	289	
税引前当期純利益		23,358
法人税、住民税及び事業税		2,352
法人税等調整額		(-) 356
当期純利益		21,362

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

UBE株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唐 木 秀 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛 崎 律 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲 斐 靖 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、UBE株式会社（旧会社名 宇部興産株式会社）の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBE株式会社（旧会社名 宇部興産株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社及び三菱マテリアル株式会社は、2022年4月1日に両社のセメント事業及びその関連事業等をUBE三菱セメント株式会社に承継した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

UBE株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 唐 木 秀 明
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 樋 崎 律 子
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 靖 裕
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、UBE株式会社（旧会社名 宇部興産株式会社）の2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社及び三菱マテリアル株式会社は、2022年4月1日に両社のセメント事業及びその関連事業等をUBE三菱セメント株式会社に承継した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況にかかる報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、当期の監査等方針、監査等計画等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び内部統制部門等の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務の状況を調査しました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各項に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、2022年4月の組織再編に伴い、内部統制システムの見直しと、更なる強化に向けた取り組みが行われていることを確認しております。

また、「品質検査における不適切行為」の再発防止策の実施状況及び品質保証システムの改善状況等を確認・検証しており、引き続き、これらの取り組みが着実に実行されるよう注視してまいります。

リスク管理の状況につきましては、取締役会、経営会議及びリスク管理委員会等での報告、並びに取締役、執行役員、各部門及び子会社による説明を求め、その対策の実施状況を確認しており、引き続き、これらの取り組みが着実に実行されるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

U B E 株式会社 監査等委員会

監査等委員（委員長）	庄 田	隆	Ⓢ
監査等委員	福 原	紀彦	Ⓢ
監査等委員	山 元	篤	Ⓢ

(注) 監査等委員庄田隆及び監査等委員福原紀彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であり、監査等委員山元篤は、常勤の社内取締役です。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場へのアクセスのご案内

お車ご利用



ANAクラウンプラザホテル宇部の駐車場を無料でご利用いただけます。
なお台数に限りがありますので、満車の場合は他の駐車場をご利用ください。

公共交通機関 ご利用



JR宇部線 宇部新川駅より徒歩約5分
バス停「宇部中央」（宇部市営バスほか）より徒歩約3分
【アクセス関係のお問合せ】
電話：0836-31-2111（UBE(株) 宇部渉外部）

会場：ANAクラウンプラザホテル宇部 国際会議場（住所：山口県宇部市相生町8番1号）



第116回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

【連 結 計 算 書 類】

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表

【計 算 書 類】

株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

U B E 株式会社

当社は、第116回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.ube.co.jp>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当社の役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の概要

区分	発行決議の日	保有者数	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）	行使期間	種類
取締役（監査等委員である者ならびに社外取締役を除く）	2007年2月7日	1名	11個 (100株/個)	普通株式 1,100株	3,880円	2007年2月22日から 2032年2月21日まで	1
	2007年6月28日	1名	8個 (100株/個)	普通株式 800株	3,510円	2007年7月13日から 2032年7月12日まで	1
	2008年6月27日	1名	10個 (100株/個)	普通株式 1,000株	3,260円	2008年7月14日から 2033年7月13日まで	1
	2009年6月26日	1名	13個 (100株/個)	普通株式 1,300株	2,230円	2009年7月13日から 2034年7月12日まで	1
	2010年6月29日	2名	30個 (100株/個)	普通株式 3,000株	1,860円	2010年7月14日から 2035年7月13日まで	1
	2011年6月29日	2名	31個 (100株/個)	普通株式 3,100株	2,270円	2011年7月14日から 2036年7月13日まで	1
	2012年6月28日	2名	31個 (100株/個)	普通株式 3,100株	1,360円	2012年7月13日から 2037年7月12日まで	1
	2013年6月27日	2名	45個 (100株/個)	普通株式 4,500株	1,560円	2013年7月12日から 2038年7月11日まで	1
	2014年6月27日	3名	55個 (100株/個)	普通株式 5,500株	1,350円	2014年7月14日から 2039年7月13日まで	1
	2015年6月26日	4名	102個 (100株/個)	普通株式 10,200株	1,810円	2015年7月13日から 2040年7月12日まで	1
	2016年6月29日	4名	84個 (100株/個)	普通株式 8,400株	1,610円	2016年7月15日から 2041年7月14日まで	2
	2017年6月29日	4名	89個 (100株/個)	普通株式 8,900株	2,820円	2017年7月15日から 2042年7月14日まで	2
	2018年6月28日	4名	68個 (100株/個)	普通株式 6,800株	2,584円	2018年7月14日から 2043年7月13日まで	2
	2019年6月27日	4名	124個 (100株/個)	普通株式 12,400株	1,910円	2019年7月13日から 2044年7月12日まで	2
2020年6月26日	4名	113個 (100株/個)	普通株式 11,300株	1,480円	2020年7月14日から 2045年7月13日まで	2	
2021年6月29日	4名	129個 (100株/個)	普通株式 12,900株	1,917円	2021年7月15日から 2046年7月14日まで	2	
監査等委員である取締役	2012年6月28日	1名	13個 (100株/個)	普通株式 1,300株	1,360円	2012年7月13日から 2037年7月12日まで	1
	2013年6月27日	1名	16個 (100株/個)	普通株式 1,600株	1,560円	2013年7月12日から 2038年7月11日まで	1
	2014年6月27日	1名	17個 (100株/個)	普通株式 1,700株	1,350円	2014年7月14日から 2039年7月13日まで	1
	2015年6月26日	1名	18個 (100株/個)	普通株式 1,800株	1,810円	2015年7月13日から 2040年7月12日まで	1

(注) 1. 種類1の主な行使条件

- ①当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（権利行使開始日）から8年間に限り行使することができる。
- ②新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとする。

2. 種類2の主な行使条件

- ①当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（権利行使開始日）から10日間に限り行使することができる。
- ②新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり1円

4. 取締役が保有している新株予約権には、取締役就任前に付与されたものを含みます。

5. 監査等委員である取締役が保有している新株予約権は、当人が監査等委員取締役に就任する前に付与されたものです。

6. 2017年10月1日付で10対1の割合で株式併合をいたしました。これにより新株予約権による付与株式数の調整を行い、新株予約権の数、目的である株式の種類および数、新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）などが変更となっております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社の従業員等に対し交付した新株予約権の概要

発行決議の日	従業員等への交付者数	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）	行使期間
2021年6月29日	執行役員 18名	303個 (100株/個)	普通株式 30,300株	1,917円	2021年7月15日から 2046年7月14日まで

(注) 1. 主な行使条件

- ①当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（権利行使開始日）から10日間に限り行使することができる。
- ②新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり1円

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は内部統制システム構築の基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しております。（当初決議日：2006年5月11日、直近の改訂決議日：2021年3月30日）

1. 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社からなるUBEグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命とする。そのために当社は、監査等委員会設置会社として、監査権や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を保有する体制を整え、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会などの全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることに努める。これを具現化するため、コーポレート・ガバナンス確立のための基本要素であるUBEグループの運営方法および意思決定システムを次のとおりとする。なお、これを実施する基本方針として「グループ経営指針」を位置づけるものとする。

①「グループ経営」の運営方法

ア) グループマネジメント

取締役会は経営戦略上の重要な業務執行の状況と経営成績を監督する。取締役会よりUBEグループの業務執行を委任された代表取締役社長が、執行方針を明確にし、化学部門（合成ゴム事業部、ナイロン・ファイン事業部、機能品事業部、医薬事業部、化学生産本部、研究開発本部）および各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分する。またカンパニーの権限を越える重要執行案件の解決に当たる。

また、代表取締役社長から権限委譲を受けた業務執行取締役および執行役員は、取締役会の監督機能の実効性を確保するため、中長期経営計画における業務執行状況や内部統制システムの構築・運用状況について定期的な報告を行う。

イ) カンパニーマネジメントおよび業務執行

グループマネジメントと合意した方針に基づき配分された経営資源を有効活用し、カンパニーの目標達成に向けて自律的に業務を執行する。

ウ) グループスタッフ部門

グループマネジメントおよびカンパニーマネジメントの戦略立案機能や業績管理機能の補佐、人・モノ・金の経営資源の調達、事業部門に共通する機能あるいは専門性の高い機能を集約して効率的に提供するなどの役割を担う。

②意思決定システム

経営における「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。

ア) 取締役会

会社法および「取締役会規程」で規定された事項、会社の基本方針および重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から審議・決議する。

さらに、意思決定および経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。

また、取締役会の下部組織として取締役数名による「指名委員会」「報酬委員会」を設置する。

イ) グループ経営会議

「グループ経営指針」および「グループ経営会議規程」に基づき、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項ならびに建設資材部門および機械部門に関する重要事項について審議・決定する。

また、「グループ経営会議〔環境安全〕」とは高圧ガス保安法で定める「保安対策本部等」として高圧ガス設備などの保安管理に関わる重要事項を審議・決定する。

ウ) 化学経営会議

「グループ経営指針」および「化学経営会議規定」に基づき、化学部門における当社およびグループ会社の事業戦略等の重要事項を審議・決定する。

エ) カンパニー会議

「グループ経営指針」および「カンパニー会議規程」に基づき、カンパニーレベルにおける当社およびグループ会社の事業戦略など重要事項を審議・決定する。

【運用状況の概要】

取締役会は、取締役9名で構成され、そのうち社外取締役は4名です。当社は、取締役会を年14回開催し、会社の基本方針および重要な執行案件を審議・決定するとともに、取締役会における審議・報告を通じて取締役の職務の執行を監督しています。なお、指名委員会は年4回、報酬委員会は年7回開催しました。

さらに、取締役会より業務執行を委任された代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を年21回開催し、グループ全体の資源配分や重要事項を審議・決定するとともに、化学部門、カンパニーレベルにおける事業戦略などの重要事項については、化学経営会議、カンパニー会議を開催して審議・決定しています。また、「グループ経営会議〔環境安全〕」を年3回開催し、高圧ガスの保安管理に関する基本方針・施策などの重要事項を審議・決定しています。

2. 当社およびグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

UBEグループの企業倫理確立のため「私達の行動指針」を制定し、これを企業活動および役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。

コンプライアンスの確保・推進および市場における公正で自由な競争を損なう行為を防止し、企業活動の健全性確保のためコンプライアンス・オフィサーを置き、その諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス推進委員会」を設置する。さらに、外国為替および外国貿易法など、国際平和および安全の維持のために輸出管理法規において規制されている貨物および技術を不正に輸出または提供しないことを輸出管理の基本とし、UBEグループ内に周知徹底するため、「規制貨物等輸出管理委員会」を設置する。

また、コンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、職制ルートによらず役員・従業員が直接連絡できる通報窓口（UBE C-L i n e）を設ける。

反社会的勢力の排除に向けたUBEグループの基本的な姿勢を上記「私達の行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を取締役会で決議し、市民社会を脅かす団体・組織などの反社会的勢力との関係遮断、不当要求の拒絶と毅然たる対応などを具体的に定める。

会計基準そのほか関連する法令・規則を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために内部体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、グループ全体を対象に執行役員を委員長としてコンプライアンス推進委員会（競争法遵守を含む）を年4回、規制貨物等輸出管理委員会を年1回開催し、必要事項の審議を行うとともに、取締役会がこれらについて報告を受け、運用状況について確認しています。

また、コンプライアンスに関する相談窓口や通報窓口（UBE C-L i n e）を設置して、コンプライアンスに関する問題の早期発見および是正に努めています。

さらに、UBEグループにおけるコンプライアンスの確保・推進のため、グループのコンプライアンス統括責任者であるコンプライアンス・オフィサー（執行役員）の下、コンプライアンス推進事務局が中心となり、当社およびグループ会社を対象として、イントラネットを通じた情報提供、定期的なコンプライアンス意識調査、集合研修、eラーニングなどの啓発・教育活動を実施して、コンプライアンス意識の浸透、定着を図っています。

2017年度に当社グループで判明した品質検査上の不適切行為については、経営陣ならびに従業員の意識および組織風土の改革に取り組むとともに、再発防止策を着実に実行し品質保証システムの継続的な改善・適正化を進めてきました。グループ全体にわたる品質管理体制の強化と法令・ルールを遵守する企業文化の醸成に努めています。

反社会的勢力の排除については、各事業所において不当要求防止責任者を任命するとともに、契約締結時・締結後の取引先審査・監視、地域の警察や暴力追放運動推進センターなどの外部専門機関との関係を構築するなどの対応を行なっています。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびにグループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

法令ならびに取締役会規程、稟議規程、グループ経営会議規程、化学経営会議規定およびカンパニー会議規程などの社内規程に基づき、文書（電磁的記録を含む）を記録、保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

また、当社は、グループ会社の取締役に対し、当社が定める各種委員会などの規程に従って必要事項を報告するとともに、当該グループ会社において重要な事象が発生した場合には、直ちに当社へ報告することを義務付ける。

【運用状況の概要】

当社は、法令および社内規程に基づき、例えば、取締役会、グループ経営会議、化学経営会議、カンパニー会議については開催毎にその資料、議事録（電磁的記録を含む）を保管するなど取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理する体制を構築するとともに、取締役、監査等委員会がこれらを随時閲覧可能な状態に維持しています。

また、当社は、グループ会社の取締役などに対し、定期的および必要に応じて、グループ経営会議、化学経営会議およびカンパニー会議などにおいて必要事項を報告させています。

4. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程そのほかの体制

取締役会・グループ経営会議などの意思決定の各過程において、事業の目的達成を阻害するリスクを洗い出し、そのリスク発生可能性と影響度を評価した上で適切な対策を実施する。

リスクの洗い出しと発生可能性および影響度を収集するための全社統一した管理システムを設け、リスク情報の一元管理を行う部署を設置し、当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する内部体制を整備する。さらに、以下の委員会などを設け個別のリスクに対処する体制をとる。

①情報セキュリティ委員会

「情報セキュリティポリシー」を定め、これを周知徹底し遵守状況をチェックするとともに、情報セキュリティに関する規則・規程を整備する。

②危機対応委員会

国内および海外における緊急事態に速やかに対処するため、情報の集約や社内外への対応などについてマニュアルを整備し、内外統一的な危機対応体制を構築する。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会の審議の過程において、事業の目的達成を阻害するリスクに対し適切な対策を講じています。また、グループ経営会議において経営上の重要（重大）リスクの選定と対策案などの策定を行い、取締役会は、その妥当性と適切性をモニタリングしています。

リスクマネジメントに関する業務を統括・推進するためにチーフ・リスク・オフィサー（CRO）を選任し、CROの補佐およびリスク情報の一元管理を行う「リスク管理部」を設置するとともに、グループのリスク情報を集約し、マネジメントするためのリスク管理システムの運用によりリスクの低減、維持管理対策の推進とリスクが顕在化した場合の損失を最小限に抑えるよう適切に管理しています。

さらに、グループにおけるリスクの共有とリスク低減、リスク顕在化時の対策について協議し、適切に対応するためにリスク管理委員会を年1回開催しています。また、グループにおける情報セキュリティや自然災害など個別のリスクに対処するため、情報セキュリティ委員会を年2回、危機対応委員会を1回開催し、リスクの低減、維持管理及びリスクが顕在化した場合に損失を最小化するための適切な体制を構築・維持しています。

5. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査等委員会設置会社として、経営における「監督機能」と「業務執行機能」をより明確に分離し、株主利益の代弁者として中長期的視点から株主価値の最大化を推進する機関としての役割を担う取締役会は、監督機能に軸足を置き、重要な業務執行の権限を代表取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図る。また、執行役員制度を導入し、執行役員が業務執行に専念できる体制も整えている。

取締役会は、執行役員を兼任しない取締役が議長を務めて業務執行の妥当性・効率性を監督することにより、透明性を高め、株主価値の最大化とリスクの最小化を図る。

当社は最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を常に検討しながら、経営における執行機能の強化・迅速化と、戦略的意思決定機能、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実を図っている。

グループ会社についても、前記1.の「当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に記載したとおり、グループマネジメント、カンパニーマネジメントなどを通じて、UBEグループとしてグループ会社の取締役の効率的な職務の執行を図っていく。

【運用状況の概要】

取締役会は、取締役会規程に基づき、経営上重要な業務執行（経営計画・予算、金額・リスクの観点から重要な事項など）について決定しています。また、監督機能に軸足を置き、重要な業務執行の権限を代表取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図りながら、業務執行の妥当性・効率性を監督しています。

代表取締役社長は、執行方針を明確にし、化学部門および各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標達成に向けて自律的に業務を執行させています。

また、グループ会社については、グループ経営会議、化学経営会議、カンパニー会議において、グループ会社の事業戦略など重要事項を審議・決定し、かつ経営状況の報告を受けることを通して、グループ会社の取締役の効率的な職務執行を図っています。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性およびその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助者として専任スタッフを配置する。当該専任スタッフは、監査等委員会の指揮命令に基づき、監査等が効率的且つ円滑に遂行できるよう、監査等計画の立案および監査等の補助を行う。また、同スタッフの人事考課、人事異動、懲戒処分については監査等委員会の同意を必要とする。

また、監査等委員会は、同スタッフの充実と取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性および同スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関して、代表取締役社長との間で意見交換を行う。

【運用状況の概要】

当社は、監査等委員会の補助者として専任スタッフを配置するとともに、監査等委員会の指示の実効性を確保するため人事考課、人事異動、懲戒処分において当該スタッフの取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性に配慮した対応をしています。

7. 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人ならびにグループ会社の監査役が当社監査等委員会に報告をするための体制、ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人ならびにグループ会社の監査役は、当社およびグループ会社に重大な法令違反、コンプライアンスに関する重要な事実、および著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。また、当社は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ会社内に周知徹底する。

【運用状況の概要】

当社およびグループ会社に法令違反、コンプライアンスに関する事実および損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、所定の方法により監査等委員会に報告がなされるほか、内部通報制度には「監査等委員会通報窓口」が設置され、監査等委員に直接内部通報できる体制を整えています。また、グループ経営指針およびU B Eグループコンプライアンス規程に基づき、当該報告をした者に対して不利な取扱いをしていません。

8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きそのほかの当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当社監査等委員である取締役の職務に必要なないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

【運用状況の概要】

当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に伴い発生する費用等について、監査等委員である取締役からの請求に基づき支払っています。

9. そのほか監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人からの業務報告聴取を行うことができる。監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針の確認および重要課題等について意見交換を行う。

監査等委員会は、内部監査部門と内部監査計画について事前協議を行う。また、監査結果等の報告を定期的を受け、必要に応じて内部監査部門に指示等を行うことができる。監査等委員会は、グループ会社の監査役と情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求め、または指示等を行うことができる。

監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的および必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を図る。

監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である者を除く）の人事およびその報酬についての監督を行うため、取締役会の下部組織である指名委員会および報酬委員会に陪席することができる。

【運用状況の概要】

監査等委員である取締役は、グループ経営会議・化学経営会議・カンパニー会議等の重要な会議に出席し、意見を述べています。

監査等委員会は、代表取締役社長と定期的あるいは適宜会合を持ち、内部統制システムおよび事業上の課題・対応等について忌憚なく意見を交換しています。

内部監査部門とは、内部監査計画について事前協議を行い、監査結果についての報告を定期的を受けるとともに適宜指示を行っており、グループ会社の監査役とは定期的な情報交換により連携を図っています。会計監査人からは会計監査計画および実施結果の説明を受け、定期的および必要に応じて情報交換を行い相互の連携を図っています。

また、監査等委員である社外取締役が指名委員会および報酬委員会に陪席し、必要に応じて意見を述べています。

連結株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	58,435	40,659	259,806	(-) 12,380	346,520
会計方針の変更による 累積的影響額			(-) 648		(-) 648
会計方針の変更を反映した 当期首残高	58,435	40,659	259,158	(-) 12,380	345,872
当期変動額					
剰余金の配当			(-) 8,944		(-) 8,944
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,500		24,500
自己株式の取得				(-) 10,006	(-) 10,006
自己株式の処分		(-) 34		152	118
合併による増加			11		11
連結子会社株式の 取得による持分の増減		(-) 2			(-) 2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	(-) 36	15,567	(-) 9,854	5,677
当期末残高	58,435	40,623	274,725	(-) 22,234	351,549

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,080	3	7,720	690	12,493	547	21,075	380,635
会計方針の変更による 累積的影響額								(-) 648
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,080	3	7,720	690	12,493	547	21,075	379,987
当期変動額								
剰余金の配当								(-) 8,944
親会社株主に帰属する 当期純利益								24,500
自己株式の取得								(-) 10,006
自己株式の処分								118
合併による増加								11
連結子会社株式の 取得による持分の増減								(-) 2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	(-) 400	(-) 73	5,498	75	5,100	(-) 37	3,308	8,371
当期変動額合計	(-) 400	(-) 73	5,498	75	5,100	(-) 37	3,308	14,048
当期末残高	3,680	(-) 70	13,218	765	17,593	510	24,383	394,035

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 65社

主要な連結子会社の名称：UBEエラストマー(株)、宇部興産機械(株)、宇部マテリアルズ(株)、宇部エクシモ(株)、宇部マクセル(株)、ウベ・エンジニアード・コンポジット、インコーポレーテッド、ウベ・マシナリー、インコーポレーテッド、ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ、エスエーユー、ウベ・ケミカルズ・アジア、パブリック・カンパニー・リミテッド、タイ・シンセティック・ラバース、カンパニー・リミテッド、ウベ・ファイン・ケミカルズ・アジア、カンパニー・リミテッド

(注) 宇部興産機械(株)は、2022年4月1日付でUBEマシナリー(株)へ名称変更した。

主要な非連結子会社の名称：中四国宇部コンクリート工業(株)

なお、非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 9社

主要な持分法を適用した非連結子会社の名称：中四国宇部コンクリート工業(株)

持分法を適用した関連会社の数 17社

主要な持分法を適用した関連会社の名称：宇部三菱セメント(株)、ユーエムジー・エービーエス(株)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な持分法を適用しない非連結子会社の名称：美祿貨物自動車(株)

主要な持分法を適用しない関連会社の名称：山機運輸(株)

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外している。

3. 連結の範囲の変更

新規設立子会社であるUBEエラストマー(株)については、当期より連結の範囲に含めた。

新規設立子会社である宇高(株)については、当期より連結の範囲に含めた。

連結子会社であった山石金属(株)については、当期中に株式売却により子会社でなくなったため、連結の範囲から除外した。

連結子会社であった南通宇部混凝土有限公司については、当期中に株式売却により子会社でなくなったため、連結の範囲から除外した。

連結子会社であった宇部加工テック(株)については、当期中に清算終了したため、連結の範囲から除外した。

4. 持分法の適用の範囲の変更

新規設立関連会社であるUBE三菱セメント(株)については、当期より持分法の適用の範囲に含めた。

持分法を適用していた呉宇部石灰(株)については、当期中に清算終了したため、持分法の適用の範囲から除外した。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

但し、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価している。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

：時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定している。

(4) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：主として定額法を採用しているが、一部の連結子会社は定率法を採用している。但し、(リース資産を除く) 1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

無形固定資産：鉱業権については生産高比例法、その他については定額法を採用している。なお、自社利用(リース資産を除く)のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。

リース資産：

所有権移転外ファイナンス・リース取引

：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、繰延資産に計上し、社債償還期限で均等償却している。

(6) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上するほか、個別に回収不能を見積った債権を除いた一般債権に対して、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上している。

賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上している。

受注損失引当金：受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能な受注契約について、損失見込額を計上している。

役員退職慰労引当金：多くの連結子会社は役員の退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金支給内規に基づき計算した期末要支給額を計上している。

特別修繕引当金：アンモニア製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、見積額を計上している。

事業損失引当金：当社及び連結子会社が営む事業に関連して今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積り可能な金額を計上している。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「化学」「建設資材」「機械」「その他」の4つの事業部門において事業活動を行っており、国内外の顧客に多種多様な製品等の提供を行っている。

これらの事業における製品の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品を引き渡した時点や、インコタームズ等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されたと判断していることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識している。また、機械部門における履行義務が一定期間にわたり充足される契約については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法については、見積総原価に対する発生原価の割合に基づくインプット法を用いている。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

また、化学部門における商品の海外への販売取引の一部、建設資材部門におけるセメントの販売取引の一部等においては、他の当事者が関与している。当該他の当事者により財又はサービスが顧客に提供されるように手配することが当社及び連結子会社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っているとは判断している。当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識している。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金利要素は含んでいない。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~14年)による定率法により、翌期から費用処理している。なお、一部の連結子会社は定額法を採用している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5~14年)による定額法により費用処理している。なお、一部の連結子会社は定率法を採用している。

- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
多くの連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

(9) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用している。金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|-------------------|
| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
| 金利スワップ | 借入金 |
| 金利オプション | 借入金 |
| 為替予約 | 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引 |
| 通貨オプション | 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引 |
| 通貨スワップ | 外貨建借入金 |
| 石炭スワップ | 市場連動価格で購入する石炭 |
- ③ ヘッジ方針
当社及び連結子会社は内部規定である「金融市場リスク管理規程」及び「リスク管理要領」等に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。
当社が行う石炭ヘッジ取引については、「石炭ヘッジ取引リスク管理規程」及び「石炭ヘッジ取引リスク管理要領」に基づき、価格変動リスクをヘッジしている。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価している。但し、特例処理によった金利スワップについては有効性評価を省略している。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間に応じて均等償却している。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。これによる主な変更点は次のとおりである。

1. 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割(本人又は代理人)が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしている。

2. 一定期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識

従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、履行義務が一定期間にわたり充足されるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更している。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法については、見積総原価に対する発生原価の割合に基づくインプット法を用いている。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当期の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当期の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当期の期首の利益剰余金に加減している。

また、前期の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当期より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当期より「契約負債」及び「その他」に含めて表示している。

この結果、当期の売上高は82,759百万円、売上原価は81,622百万円、販売費及び一般管理費は367百万円、営業利益は770百万円それぞれ減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,039百万円それぞれ減少している。また、利益剰余金の当期首残高は648百万円減少している。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる連結計算書類に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 有形固定資産の減損

減損損失 771百万円 有形固定資産 332,757百万円

当期は、収益性が低下した事業用資産等について減損損失を計上している。

当社グループは定期的に各資産グループについての減損の兆候の判定を行っており、減損の兆候がある場合には、その回収可能価額を見積もっている。回収可能価額の見積りには、当該有形固定資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用している。将来キャッシュ・フローの予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、将来キャッシュ・フローの予測が変更され、回収不能と判断される場合、減損損失を計上する可能性がある。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 16,452百万円

当社グループが計上している繰延税金資産は、将来減算一時差異等に関するものであり、定期的に回収可能性の評価のための見積りを実施している。繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きい。課税所得の予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、課税所得の予測が変更され、繰延税金資産の一部ないし全部が回収できないと判断される場合、繰延税金資産を取り崩す可能性がある。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

有形固定資産及び無形固定資産 8,785百万円

担保に係る債務

短期借入金 20百万円

長期借入金 2,433百万円

(一年以内返済額を含む)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 804,352百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

3. 保証債務 6,240百万円

4. 受取手形割引高 94百万円

5. 受取手形裏書譲渡高 8百万円

(連結損益計算書に関する注記)

特別利益(その他)の内訳

固定資産売却益 98百万円

抱合せ株式消滅差益 45百万円

その他 186百万円

特別損失(関連事業損失)の内訳

事業撤退に伴う損失 2,426百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 106,200,107株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,551	45.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月2日 取締役会	普通株式	4,393	45.00	2021年9月30日	2021年12月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ② 配当金の総額 | 4,840百万円 |
| ③ 1株当たり配当額 | 50.00円 |
| ④ 基準日 | 2022年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2022年6月30日 |

3. 当期末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 45,700株

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主たる市場地域別に分解した収益の情報は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	化学	建設資材	機械	その他	合計
日本	140,543	210,756	62,281	1,658	415,238
アジア	110,347	5,493	22,111	—	137,951
ヨーロッパ	56,679	566	110	—	57,355
その他	33,106	538	11,077	—	44,721
顧客との契約から生じる収益	340,675	217,353	95,579	1,658	655,265
外部顧客への売上高	340,675	217,353	95,579	1,658	655,265

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	140,891
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	155,608

契約資産は、主に機械部門における進行中の工事契約の対価に対する連結子会社の権利に関するものである。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられる。契約負債は、主に、財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から受け取った前受金に関するものである。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩される。

当期に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,412百万円である。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当期に認識した収益の額に重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めていない。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	残存履行義務に配分した取引価格
1年以内	31,916
1年超2年以内	1,268
2年超3年以内	2,128
3年超	9
合計	35,321

(注) 上記の金額には、主にナイロン・ファイン事業に関連するライセンス契約のうち、固定金額のロイヤルティを含めている。また、医薬事業におけるライセンス契約のうち、売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては注記の対象に含めていない。なお、当該ロイヤルティのうち、ほとんどすべてが13年以内に収益として認識されると見込んでいる。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については元本毀損リスクの少ない短期的な預金等で行い、銀行等金融機関からの借入やコマーシャル・ペーパー、社債及び新株予約権付社債の発行等により資金調達を行っている。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、「売掛金回収規程」及び「販売基本規程」等に従いリスクの軽減を図っている。また、投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

短期借入金、コマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達である。変動金利支払の借入金は、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）を行いリスクヘッジしている。外貨で調達する借入金はデリバティブ取引（通貨スワップ取引）を行いリスクヘッジしている。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、リスクを回避することを目的とし、投機的な取引は行わないとしている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額50,504百万円）は、「その他有価証券」には含めていない。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （* 1）	時価（* 1）	差額
(1) 受取手形	18,090	18,090	—
(2) 売掛金	137,518	137,518	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	11,304	11,304	—
(4) 支払手形及び買掛金	(110,766)	(110,766)	—
(5) 短期借入金（* 2）	(24,686)	(24,686)	—
(6) コマーシャル・ペーパー	(17,000)	(17,000)	—
(7) 未払金	(34,292)	(34,292)	—
(8) 未払法人税等	(5,890)	(5,890)	—
(9) 社債（* 3）	(60,000)	(59,971)	(29)
(10) 長期借入金	(134,490)	(133,931)	(559)
(11) デリバティブ取引（* 4）	1,488	1,488	—

（* 1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（* 2）1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額19,820百万円）は、(10) 長期借入金に含めている。

（* 3）1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額10,000百万円）は、(9) 社債に含めている。

（* 4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

（* 5）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、金融商品の時価等に関する事項の注記を省略している。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は546百万円である。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	11,304	—	—	11,304
デリバティブ取引 通貨関連	—	1,658	—	1,658
資産計	11,304	1,658	—	12,962
デリバティブ取引 通貨関連	—	170	—	170
負債計	—	170	—	170

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	18,090	－	18,090
売掛金	－	137,518	－	137,518
資産計	－	155,608	－	155,608
支払手形及び買掛金	－	110,766	－	110,766
短期借入金	－	24,686	－	24,686
コマーシャル・ペーパー	－	17,000	－	17,000
未払金	－	34,292	－	34,292
未払法人税等	－	5,890	－	5,890
社債	－	59,971	－	59,971
長期借入金	－	133,931	－	133,931
負債計	－	386,536	－	386,536

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

デリバティブ取引

為替予約、通貨オプションの時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類している。通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、未払金並びに未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、山口県その他の地域において、遊休不動産及び賃貸用不動産を所有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
16,625	42,179

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額である。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,813円16銭
1株当たり当期純利益	249円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

共同支配企業の形成

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、2022年4月を目途に当社と三菱マテリアル株式会社（以下「三菱マテリアル」）のセメント事業およびその関連事業等の統合（以下「本統合」）に関する吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」）の締結について決議し、2021年5月14日付でC統合準備株式会社（2022年1月1日付でUBE三菱セメント株式会社（以下「UBE三菱セメント」）へ社名変更）との間で本吸収分割契約を締結した。その後、当社は2021年6月29日、三菱マテリアルは2021年6月24日にそれぞれ開催の定時株主総会において本統合は承認された。これに基づき、両社は2022年4月1日、セメント事業およびその関連事業等をUBE三菱セメントに承継させた。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

セメント事業および生コンクリート事業、石灰石資源事業、エネルギー・環境関連事業、建材事業その他の関連事業

(2) 企業結合日

2022年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社と三菱マテリアルの出資比率を同一とする共同支配企業の形成

(4) 結合後企業の名称

UBE三菱セメント株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社と三菱マテリアルは、2020年2月12日開催の各々の取締役会において、本統合に向けた具体的な協議・検討を開始することを決議して基本合意書を締結し、2020年9月29日開催の各々の取締役会において本統合を正式に決議して、統合契約書を締結した。

(6) 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と三菱マテリアルとの間で、両社がUBE三菱セメントの共同支配企業となる統合契約書を締結しており、企業結合に際して支払われた対価は全て議決権のある株式である。

また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日公表分）に基づき、共同支配企業の形成として処理している。

(その他の注記)

1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示している。

株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
					配当引当積立金	減債積立金	固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	別途積立金
当期首残高	58,434	35,637	3,523	39,161	120	300	4,332	67	12,000
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,434	35,637	3,523	39,161	120	300	4,332	67	12,000
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩							(-) 372		
特定災害防止準備金の積立								1	
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			(-) 34	(-) 34					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	(-) 34	(-) 34	-	-	(-) 372	1	-
当期末残高	58,434	35,637	3,489	39,126	120	300	3,960	68	12,000

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	78,507	95,326	(-) 12,380	180,542	3,301	3,301	547	184,390
会計方針の変更による累積的影響額	(-) 1,163	(-) 1,163	-	(-) 1,163	-	-	-	(-) 1,163
会計方針の変更を反映した当期首残高	77,343	94,162	(-) 12,380	179,378	3,301	3,301	547	183,226
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	372	-		-				-
特定災害防止準備金の積立	(-) 1	-		-				-
剰余金の配当	(-) 8,944	(-) 8,944		(-) 8,944				(-) 8,944
当期純利益	21,362	21,362		21,362				21,362
自己株式の取得			(-) 10,006	(-) 10,006				(-) 10,006
自己株式の処分			152	118				118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					(-) 1,600	(-) 1,600	(-) 37	(-) 1,637
当期変動額合計	12,789	12,418	(-) 9,853	2,529	(-) 1,600	(-) 1,600	(-) 37	892
当期末残高	90,132	106,580	(-) 22,233	181,908	1,700	1,700	510	184,119

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
その他有価証券：市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
但し、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価している。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
：時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品：原価法（総平均法）
仕掛品：原価法（総平均法）
原材料及び貯蔵品：原価法（総平均法）
貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法
4. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
建物、構築物、機械及び装置：定額法
その他：定率法
無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア：社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
その他
鉱業権：生産高比例法
その他：定額法
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費については、繰延資産に計上し、社債償還期限で均等償却している。
6. 引当金の計上基準
貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上するほか、個別に回収不能を見積った債権を除いた一般債権に対して、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上している。
賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上している。
退職給付引当金：従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により、翌期から費用処理している。
なお、当期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識過去勤務費用、及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額は前払年金費用として投資その他の資産に計上している。
特別修繕引当金：アンモニア製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、見積額を計上している。
関連事業損失引当金：関係会社の財政状態の悪化に伴う損失に備えるため、投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額及び事業の整理に関連して発生する損失見込額を計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用している。金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金
金利オプション	借入金
為替予約	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建借入金
石炭スワップ	市場連動価格で購入する石炭

(3) ヘッジ方針

当社の内部規定である「金融市場リスク管理規程」、「リスク管理要領」及び「石炭ヘッジ取引リスク管理規程」、「石炭ヘッジ取引リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしている。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価している。但し、特例処理による金利スワップについては有効性評価を省略している。

8. 収益及び費用の計上基準

当社は、「化学」「建設資材」「その他」の3つの事業部門において事業活動を行っており、国内外の顧客に多種多様な製品等の提供を行っている。

これらの事業における製品の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品を引き渡した時点や、インコタームズ等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されたと判断していることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識している。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金利要素は含んでいない。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当期の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。なお、前期まで「流動負債」に表示していた「前受金」は、当期より「契約負債」として表示している。

この結果、当期の売上高は8,809百万円、売上原価は7,486百万円、販売費及び一般管理費は240百万円、営業利益は1,082百万円それぞれ減少し、経常利益及び税引前当期純利益は956百万円それぞれ減少している。また、利益剰余金の当期首残高は1,163百万円減少している。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる計算書類に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 有形固定資産の減損

減損損失 99百万円 有形固定資産 180,044百万円

当期は、遊休の構築物について減損損失を計上している。

当社は、定期的に各資産グループについての減損の兆候の判定を行っており、減損の兆候がある場合には、その回収可能価額を見積もっている。回収可能価額の見積りには、当該有形固定資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用している。将来キャッシュ・フローの予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動を勘案して策定しているが、将来キャッシュ・フローの予測が変更され、回収不能と判断される場合、減損損失を計上する可能性がある。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 5,721百万円

当社が計上している繰延税金資産は、将来減算一時差異等に関するものであり、定期的に回収可能性の評価のための見積りを実施している。繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きい。課税所得の予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、課税所得の予測が変更され、繰延税金資産の一部ないし全部が回収できないと判断される場合、繰延税金資産を取り崩す可能性がある。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 470,870百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

2. 保証債務

下記の会社等の銀行借入等に対し保証及び保証類似行為を行っている。

(債務保証)

U B E エラストマー(株)	14,005百万円
ロッテ・ウベ・シンセティック・ラバー、 エスディーエヌ・ビーエイチディー 宇部興産機械(株)	4,503百万円 (36,214千US \$、2,433千マ ーシアリングット)
その他5件	4,212百万円
計	1,611百万円 (うち外貨建39,183千人民元)
計	24,332百万円
(保証予約)	
(株)関東宇部ホールディングス	640百万円
計	640百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	36,041百万円
関係会社に対する短期金銭債務	16,144百万円
関係会社に対する長期金銭債権	7,954百万円
関係会社に対する長期金銭債務	188百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

関係会社に対する売上高	76,591百万円
関係会社からの仕入高	48,552百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	16,567百万円

2. 特別利益(その他)の内訳

固定資産売却益	9百万円
その他特別利益	186百万円

3. 特別損失(その他)の内訳

投資有価証券評価損	13百万円
関係会社株式評価損	176百万円
減損損失	99百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	5,056,029株	4,400,472株	63,758株	9,392,743株
合計	5,056,029株	4,400,472株	63,758株	9,392,743株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4,400,472株は、取締役会決議による自己株式取得による増加4,397,400株、単元未満株式の買取請求に伴う増加3,072株による。

普通株式の自己株式の株式数の減少63,758株は、新株予約権の行使に伴う減少63,600株、単元未満株式の買取請求に伴う売却158株による。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金繰入額否認	883百万円
有姿除却解体費用否認	1,850百万円
株式評価損否認	3,523百万円
貸倒引当金繰入額否認	2,699百万円
特別修繕引当金繰入額否認	905百万円
固定資産減損損失額否認	1,609百万円
減価償却超過額否認	1,030百万円
その他の他	3,263百万円
繰延税金資産小計	15,762百万円
評価性引当額	-4,528百万円
繰延税金資産合計	11,234百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	-746百万円
固定資産圧縮積立金	-1,738百万円
合併受入固定資産評価益	-450百万円
前払年金費用	-2,182百万円
その他の他	-397百万円
繰延税金負債合計	-5,513百万円
繰延税金資産の純額	5,721百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	UBEエラストマー(株)	東京都港区	4,000	合成ゴムおよびその原材料の研究開発・製造・販売	(所有) 直接 100%	兼任2人 (うち当社従業員2人) 出向2人	当社グループの合成ゴム事業を統括	借入金等に対する保証等 (注1)	14,005	-	-
子会社	ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ, エスエーユー	スペインカステリオン市	(千ユーロ) 6,312	ナイロン樹脂、カプロラクタム、硫安、ファインケミカル、その他製品の製造、販売	(所有) 直接 100%	兼任1人 (うち当社従業員1人)	ヨーロッパにおける当社グループの化学事業を推進	配当金の受取 (注2)	4,974	-	-
子会社	宇部興産機械(株)(注3)	山口県宇部市	6,700	一般産業用機械、橋梁の製造、販売、据付、アフターサービス	(所有) 直接 100%	-	当社グループの機械事業を統括	配当金の受取 (注2)	2,089	-	-
子会社	宇部興産開発(株)	山口県山口市	100	清算中	(所有) 直接 100%	兼任1人 (うち当社従業員1人)	-	清算資金の貸付 (注4)	-	長期貸付金	6,457
関連会社	宇部三菱セメント(株)	東京都千代田区	8,000	セメント、セメント系固化材、スラグ粉の販売	(所有) 直接 50.0%	-	当社セメント製品の販売	セメント製品の販売 (注5)	31,306	売掛金	11,015

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) UBEエラストマー(株)の銀行借入及び海上輸送運賃につき保証及び保証類似行為を行っている。取引金額は期末残高である。

銀行借入については年率0.2%の保証料を徴収している。海上輸送運賃については保証料を徴収していない。

(注2) ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ、エスエーユー、宇部興産機械(株)は、当社のグループ会社配当方針に基づき配当している。

(注3) 宇部興産機械(株)は、2022年4月1日付でUBEマシナリー(株)へ名称変更した。

(注4) 宇部興産開発(株)に対する長期貸付金については、同社が清算中であるため利息徴収を行っていない。

(注5) 宇部三菱セメント(株)へのセメント及びセメント系固化材の販売については、同社の販売価格から同社の販売経費、物流経費等を差し引いた価格で行っている。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,896円64銭
1株当たり当期純利益	217円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

- 第116期連結計算書類、連結注記表、(重要な後発事象に関する注記)に記載しているため、注記を省略している。

(収益認識に関する注記)

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「8. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(その他の注記)

1. 企業結合等関係

共通支配下の取引等（新設分割）

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：当社

事業の内容：合成ゴムおよびその原材料の研究開発、製造、販売

企業結合日

2021年10月1日

企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新会社を承継会社とする会社分割（簡易新設分割）

結合後企業の名称

UBEエラストマー株式会社

その他取引の概要に関する事項

需給の緩和等により採算が悪化するなか、独立した法人として採算管理を徹底し、意思決定の迅速化及び機動的な事業運営を図るとともに、合成ゴム関係者が決意を新たに、一丸となって効率化を図り収益性を回復させ、今後もお客様のビジネスの成功と成長に貢献するため本会社分割を行った。

(2) 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日公表分）、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。